

令和3年色麻町議会定例会9月会議会議録（第3号）

令和3年9月9日（木曜日）午前10時01分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長補佐	大槻清章君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
色麻町代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第3号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第4号	放棄した債権の報告について
日程第4	議案第60号	色麻町教育委員会教育長の任命について
日程第5	議案第61号	色麻町教育委員会委員の任命について
日程第6	議案第62号	色麻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第7	議案第63号	大崎地域広域行政事務組合規約の変更について
日程第8	議案第64号	権利の放棄について
日程第9	議案第65号	令和3年度色麻町一般会計補正予算（第6号）
日程第10	議案第66号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算 （第1号）
日程第11	議案第67号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算 （第4号）
日程第12	議案第68号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）
日程第13	議案第69号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号）
日程第14	議案第70号	令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第71号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算 （第2号）
日程第16	議案第72号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1 号）

日程第17	議案第73号	令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18	認定第1号	令和2年度色麻町一般会計決算認定について
日程第19	認定第2号	令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第20	認定第3号	令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第21	認定第4号	令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第22	認定第5号	令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第23	認定第6号	令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第24	認定第7号	令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第25	認定第8号	令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第26	認定第9号	令和2年度色麻町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第4号	放棄した債権の報告について
日程第4	議案第60号	色麻町教育委員会教育長の任命について
日程第5	議案第61号	色麻町教育委員会委員の任命について
日程第6	議案第62号	色麻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第7	議案第63号	大崎地域広域行政事務組合規約の変更について
日程第8	議案第64号	権利の放棄について
日程第9	議案第65号	令和3年度色麻町一般会計補正予算（第6号）
日程第10	議案第66号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第67号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第68号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第69号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第70号	令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第71号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第72号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第73号 令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時01分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に参加した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、昨日9月8日に議員提出の会議事件1件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。追加された会議事件は、議発第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）であります。

以上をもちまして、議長として諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において7番佐藤貞善議員、8番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き10番天野秀実議員の一般質問を継続いたします。10番天野秀実議員。

〔10番 天野秀実君 登壇〕

○10番（天野秀実君） 2日にまたがりまして、今日は3問目の質問に入らせていただきますが、昨日のおさらいだけさせていただきたいと思います。

改善センターの床が大分ゆがんでいることについての対応をお伺いしましたが、これは議員そのものの考えと、これは町当局の考え方が違ってたって、これ差し支えないわけですね。大分私の考えとは違いますけれども、違っておりました。そのおさらいをしますが、要するに改修工事をしたのですが、その床が当初の予定どおりに仕上がらなかつ

たと、ゆがんじゃったと、これについては業者には一切責任がないという考えを持っておられるということは、執行部の考えは理解をいたしました。また、町長はじめ職員の皆さんにも責任はないと、これも理解をいたしました。

そこで、なぜこうなったのかということ、湿気が上がってきているからだ。それで、仮にまたこれを改修し、改善したとしても同じことになる。だからやらない。改善はやらないんだという、そういうことであります。これに対して、私は善処する必要があるのではないかとということで話をしたという経過がございます。

出口のないドグマの中に入ったような、私からすると考え方でありまして、町長はじめ執行部の皆さんがどうのこうのというのではなくて、もしですね、仮に私がこういう考え方をしてたとすれば、多分家内は早めに受診をされたらいいのではないかと、先生に相談をしてきなさい、診てもらったほうがいいのではないかとと言われるんだらうなというふうな思いをしながら、昨日は議論をしたわけです。今後とも、それはそれとして、町民の皆さんの何が幸せに通じるのかということを考えながら、この点についてしっかりとした対応をしていただきたいなという思いはずっと持っていたいと、このように思っております。

そこで、最後の質問ですが、下水道事業についてお伺いをいたします。

この下水道事業につきましては、事業を進めてかなりの時間がたっております。そうすると、進捗率、これは必ず鈍化していくと。当初はやはり加入率というのは非常に早いスピードで、下水への町民の皆さんの加入が進むんですが、ところがある時期からこれは進まなくなっていくと。これは致し方ない側面もあるんですよ。そこで、以前も私はそのことについて、今後町として努力する部分が結構あるのではないかとこの思いがあったものですから質問をさせていただきましたが、今回も再度この点についてお伺いをさせていただきます。

そこで、合併浄化槽も含めた下水道事業の進捗状況は、これは近年の進捗状況ですが、あまり芳しくないように思われますが、今後の対応について伺います。また、以前、本来はできない工事を業者に許可したことはないとの答弁をいただいておりますが、その点についてもお伺いしますという質問をさせていただきます。

まず、第1問目の回答をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 天野議員の3つ目の質問であります下水道事業についての質問でございました。

これは、前回6月議会のときにもお受けいたしましたので、そのときの回答とほぼ同じ内容の回答を申し上げざるを得ないんですけれども、御了解を願いたいと思います。

町では特定環境保全公共下水道事業、それから農業集落排水事業、そして戸別排水事業、この3事業で下水道事業を進めてまいりました。それぞれの水洗化率ということになりますけれども、8月末現在では特定環境保全公共下水道事業で76.6%、農業集落排水事業で84.8%、戸別排水事業では45.7%、それで町全体の水洗化率は68.5%となりま

す。また、個人的に合併浄化槽を設置したお宅もあるわけですので、そういう方も含めますと、水洗化率ということには70.4%になるというふうになります。

そこで、この下水道への普及対策ということになるんですが、町では水洗化工事の際に、水洗便所等改造資金融資あっせん制度がございます。現在、100万円まで使用開始時期に関係なく申込みができるようになっております。また、広報活動ということになりますけれども、町では広報紙あるいはチラシの配布、昨年はコロナの影響で実施できませんでしたが、秋まつりでの下水道相談コーナー及び下水道用製品展示等、水洗化の工事をお願いしてまいりました。

昨今、経済不況あるいは後年の新築、改築計画などによってなかなか進まない状況であるということについては先ほど質問にあったとおりでございますけれども、なお一層下水道及び浄化槽への接続についてはPR活動に努めていきたいというふうに考えておりますので、なお本来できない工事を業者に許可した事実についてありましたけれども、そういう事実はございません。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございます。

この特定環境、農業集落排水、戸別排水、特に特定環境、農業集落排水については、やはりある段階からなかなか進みにくくなるのは理解できます。これはね、そうなんです。例えば、条件のいいところはやりやすいと。要するに、この下水の本管に近いお宅というのは、やりやすいわけですよ。ところが、そうでないところだってあるわけです。そうすると、これは国の基本的に事業ですから、各地域の状況を加味したところはちょっと度外視しているところがありますから、距離の長いところというのはやりにくいというのも出てきますし。私は公平性の原則からすると、国が見ない部分については、町である程度努力しないと、これは進みにくいんだろうなという思いがあったんですよ。どこまでやれるかという問題もあるんですが。当初は、例えば本管に近い方、例えば、宿地区とか人口の密集地のところというのは、下水にやはり加入しやすいというのはこれは当たり前で、そうでないところはなかなか加入しにくくなってくると。こういったところを、バランスを取りながらこの事業を進めていく必要があるんだろうなと思っておりましたので、あえてこのような質問をさせていただいたんですが、町としての努力している部分というのは存じ上げております。ただ、なかなかそれだけでもちょっと進みにくい状況があるものですから、この特定環境それから農業集落について特化してお伺いしますが、町として今まで以上に何か努力する必要性、あるいは加入促進のために呼び水をここに流していきたいなという、予算的にですね、そういったものをもし考えておられるのであれば、ひとつ御解答をお願いしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今何メートルまで、50メートルまでは町のほうで見ていると。それ以上については、個人で負担してもらっている、すみません、50メートルまでは個人

で負担してもらって、それ以降が町で負担をすると、こういうことですね。それ以上の助成については、今のところ考えておりません。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 現在のところの町当局の考え方はそうなのでしょう。そのように理解をいたしました。

先般の議会のときに町長はですね、手を挙げていただければどうにもならないんだと、町民からやりたいということで手を挙げて申し込んでいただければどうしようもないんだというお話がありました。今のままの状況だと、手を挙げにくい方もおられるように私は理解しているんですが、もともとこれは国の事業を色麻町が代わってやっているわけですから、そこに色麻町の考え方というか、加入促進を図るための色麻町の予算組みというのは、それぞれの町で独自にやる部分なんですけど、そういった点についてももう少し柔軟にやっていかれたほうが進みやすいのではないかと、私こういうふうに思ってたもんですからこういった質問をさせていただいたんですが、今のところそういった考えはないということですが、状況が変われば考え方だって変えていかなくちゃならないし、どうも進みにくいところが今残っているわけですから、この辺についてのね、配慮というのはもう一段階レベルアップしてもいいように思われるんですよ。

そこで、まだ内部で検討してどうするという結論は出てないと思いますが、そういったことも考えてもいいのではないかなという、そういう思いはありませんかどうかね、再度お伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、回答申し上げましたとおり、今、この下水関係にあまり積極的でないという方々のその内容から言いますと、新築、将来を計画しているとか、あるいはその家全体を改造したときにでもそのタイミングでやりたいとか、そういう方も結構あるみたいなんです。やっぱりそういう方は、そういう計画的に多分やられるということですので、今やらなくても将来はそういうふうに考えておるといふふうに捉えていいと思うんですね。それから、今、独り暮らし、あるいは老人世帯の方なども結構あるわけですが、そういう方はいずれ、例えば若い人たちのところに行くとかですね、あるいは施設のほうに行きたいんだというふうな考えもあるみたいなんです。内容はね、いろいろあるんです。やっぱりその内容に全部クリアできるようなことは町としてはできませんので、やっぱり今、もしその改造資金あるいはさっき言ったように条件的に悪いっていうのであれば、どうしても50メートル以上についてはやっぱり町で見る。それを仮にですよ、まだ判断したわけではございませんが、例えば40メートル以上はとかってね、そういうようなことは考えられないことはないんですけれども、今のところ新たな考えとして考えは持っておりません。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございます。

今の段階で、町当局の考え方としてはそうなんだろうなというふうな理解をさせてい

いただきました。しかし、状況をよく、いろいろな状況を確認していただいて、その個別の理由というのは確かにあると思いますが、もし特定それから農業集落、この部分につきまして、町で努力すればもうちょっと進むんであろうなという事例が抜き出すことができましたら、やはり積極的に予算づけをされてもよろしいのではないかなとそう思っておりますので、その辺についての調査なり検討なりはこれからも努力をしていただきたいと、このように思っております。

そこで、戸別排水事業についてお伺いします。戸別排水事業についてはですね、うちの地区でこれに導入しようとするお宅があるものですから、特に興味を持った次第なんです。そこで、戸別排水事業となっておりますが、合併浄化槽と個別浄化槽というのはたしか別だと思っておりますが、何かちょっとごっちゃになっているような気もするんですが、これはこれとしてね、いいんですが、前に土側溝に水を放流しているのではないかということをお伺いしたんですが、ここで伺いますが、合併浄化槽を設置するところまでは町が責任を持って行くと。ところが、合併浄化槽から出ていく部分については、これは町は関知しないというような説明をいただいたように記憶しているんですが、そのような理解の仕方ではよろしかったのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

浄化槽自体は町で設置を行います。それから、宅地から出る配管、それから浄化槽から出る配管までは個人負担となっております。放流先については、もともと側溝があるんであればその水路に流していただく、もしくは土側溝であってももともとそこを使用しているんであればそこに流してもらっても構わないという、ちょっと、国とか県とか、あと浄化槽の法定検査センターのほうからちょっとそういう話をいただいております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 要するに、合併浄化槽を設置する、今個別浄化槽というのは設置しないからね、合併浄化槽を設置する、ここまでは町が行うと。そうすると、そこから出ていく、合併槽から出ていくから、必ずね、この出ていく部分については個人の負担だという説明だったと理解しておりますが、もう一度その点を確認いたします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） 浄化槽からですね、出ていく配管、側溝までの配管については個人負担っていうことになってございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 要するに、合併浄化槽までは町でやるんだが、それ以外のことについては関知しないよということですよ、今の説明はね。ということでもいいんだよね。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

浄化槽自体も町で設置しますが、あと宅地から出る配管、あと浄化槽から出る配管につきましても、下水道事業と同じように個人で設置するものでございます。その辺についても、町では配管については検査も行ってございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ですから、私が聞いているのは、合併浄化槽の設置は町が責任を持ってやると、これは分かりました。それ以外のことについては、町は関知しないと。要するに個人でやれと。簡単に言うとね。それをどこに持っていくかについても、例えば配管をするかしないかについても、それは町は関知しないと。そういうことになるわけですよ、今の説明っていうのは。そのように理解したんですが、違うんですか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

配管については関知しないというわけではなく、その配管については町のほうでも確認、検査を行ってございます。ただ、放流先、側溝から先のことについては、そこは個人での責任の下やってもらっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 何かよく分かんないんだな。確認検査、今やってるって言ったよね。個人で負担したやつの確認検査する。検査はするのね。そうすつと、確認検査したときの、そうすつと目で見てオーケーとかなんとかっていうんじゃないかと、書類は残るんだね。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

浄化槽の配管につきましては、設備業者、個人がお願いした設備業者から申請書が上がってございます。それから、完成届、開始届を提出していただきまして、町のほうでそのお宅に伺いまして、浄化槽、町で設置した浄化槽も確認いたしますし、その配管、家から出る配管、浄化槽から出る配管につきましても管の中ですね、鏡を入れまして管の中の状況等を確認して検査を行ってございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） なかなか理解できない部分があるんですが、合併浄化槽の設置については、町が責任を持って行くと。そこから出ていく部分については、町には責任はないと。個人の負担でやると。しかし、個人の負担でやるんだが、確認検査は町がやると。ということだったよね、今ね。

そこでね、お伺いしますが、確認検査を行った書類というのは、課長のところでそこで止まって、あと誰にも見せないんですか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

検査の際は、申請時に図面等もつけていただきます。そのとおり埋設されているかどうか、延長等も確認してございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 要するに、合併浄化槽までは町が責任を持って取り付けますと。

その外については個人の金でやれと。やれというんではなくて、個人のね、負担でやるんだよと。ただ、それをやるとき最初に業者から図面が上がってくると、書類が上がってくると。どういうあれをやるかというので。この書類はどうするんですか。ただ見て、ああいいよとかって言ってね、やれとかね。やれとか、やらないとかっていうことも言わずにね、書類が上がってきたんだからね、それはそのまま机の上に置いておいてじっとしているとか。この書類の、設計の図面、こういう工事をやりたいですよという書類が上がってくるんだと。この扱いはどうなりますか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

浄化槽につきましては、町での発注する工事になります。ただ、発注する前には現地に向かいまして、どこにどう浄化槽本体を設置するかというのを確認してまいります。浄化槽の工事を出すのと同時に、排水設備、配管のほうの申請も出させていただきます。その際にその申請書のほうも確認いたしますし、あとその配管につきましては、浄化槽以外下水道も同じなんですけど、下水道についてもその申請書を上げてもらいます。それも個人負担となってございます。それにつきましても、一緒に検査、確認を行っている状況です。

あと、その申請書につきましては、課内決裁となってございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） だから、それはいいんだけどもね、それは分かるんだけども、その書類はあなたのところで止まって、あと誰も知らない書類なのかと聞いているの。あとは誰も見たことも聞いたこともない書類で、あなたのところで止まった書類なのかと、そういうことを聞いているんですよ。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

浄化槽本体につきましては、上司まで、副町長までの専決事項ということで決裁をいただいております。ただ、配管の、浄化槽、個人で申請していただいている、設備業者さんとかから上がってくる書類につきましては、課内決裁として、年度ごとで課内で保存している状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 要するに、その浄化槽から出た、出ていく部分の配管については、部署内で保存して、あとは誰も見ていないという書類なんだ、今の説明だと。そうすつと、そうなってくると決裁も何もしない書類なんだ、それな。という理解の仕方をする以外ないんだ。そこでね、私まずいなと思って確認させていただいた現場が幾つかあるんですよね。多分、山吹副町長も一部については存じ上げていると思います、多分。一つは、花川橋の伊達神社のあの近辺の集落のお宅、一つはね。もう一つは、私が確認しているのはね、演習場のほうのお宅。実は、業者から、雨どいから落ちる水と家庭内から合併浄化槽に入っていく水、これが家庭内のやつは合併浄化槽から出るわけだ。その配管に、雨どいから落ちる水をつないでいるわけさ。そうすつとね、どうなるかという、大雨降ったら逆流して溢れるっさ、ね。そういうお宅がありました、だから。それとね、私が確認しているのは、王城寺原演習場のほうにあるお宅、これ名前は言わないけどね、そこも同じことをやっているんだ。雨が降ればそのうち、大雨がふれば逆流するさ。こういったことを、今の話だと町長は知らないようだから、副町長も知らないようだ、その業者から上がってきた設計書そうになっているの。ただ、担当課では見てるわけだ。本当にそうかどうか分からないよ、今の説明では、担当課までは見てるけどあと誰も見てないんだから。そういう図面がもし上がってきたら、誰が見てもおかしいさ、それ。大雨降ったら逆流するさ。逆流して、大変なことになったんだから、そこは。技術者がしっかりいてさ、こういう事業をやって町民の皆さんの負託に応えようとしているとき、やっていい工事なのか、やっていけない工事なのかくらいは分かんなくちゃなんないわけだね。そして、やっていけないものは駄目だよと、業者にすっきり、これは指示を出さなくちゃならないということを私は言っているんです。それが行政の仕事ではないかと。まさか、めくら判押しているわけでないんだらうからね。それから、本当に建設水道課だけで止まっている書類なんでしょうね、それ。そんな、だとすると、判こも何も押してないってことなんだよ。そこで止まってるっていうことになると、いいとか悪いとかっていうんじゃないで、業者は出せば何やってもいいと思うから。もう時間もないからだけでも、私言いたかったのは、技術部門の職員はやはりね、業者の上を行っていただきたいと思っているんですよ。業者を指導していただきたいと。こういったことをやった場合、町民に迷惑をかけるということが分かったときはね、やっぱしね、止めないとさ。町長、副町長がその書類を見てね、この工事が果たしてほかの、例えば建築基準法とかほかの法令に照らし合わせてどうかっていうのは、なかなかこれ分かりにくい部分だと思います、これはね。私は町民の皆さんに迷惑をかけた事例があるし、それを改修工事をした事例がありますから、こういったことについては今後です、ね、さらに行政の技術者としてですね、さらに努力をして、町民に信頼される下水道事業をやっていただきたいという、こういう思いであえてね、言わせていただいたんです。それで、まだ3分ありますから、じゃあ、答弁。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

まず、さっきの申請書の関係でございますが、私のところで止まっているというのではなく、こちら回覧いたしまして、課長まで決裁はいただいております。

それから、天野議員がおっしゃいました花川のほうの浄化槽から出る、その雨水が入っているというお話でございますが、こちらは内容は確認しております。ただし、そこは浄化槽から出る水が放流先がなくて、たしか浸透ますを設置した件でございますが、そこにつきましては、浸透ますにつきましては、そこについては個人で設置するものでございまして、町で許可するものではございません。申請図面のほうにもその雨水がどうつながっているかっていうのもちょっと記載はされておりません。下水の汚水のみ図面でございますので、そこにつきましては確認したところ工事の訂正を、やり直しを行ったということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） どうもありがとうございました。

町民の皆さんに迷惑のかからないような、そういう事業を、さらに気を引き締めてやったやってください。また、後半に入ってくると進捗率というか、進み具体がどうしても鈍化するものですから、そういった点も踏まえてですね、できるだけ多くの方がこの下水道事業に参加していただけるような方策を考えていただければ幸いだと思っております。

それで、私今言ったの花川じゃなくて、元色麻小学校の北側あたりのお宅だから、あれ花川じゃないからね。あと、演習場近辺というのはそこも同じような工法でやった場所があると。ということで、さらなる（「マイク、マイク」の声あり）ということで、さらなる町当局の奮起を期待して、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中山 哲君） 以上で、10番天野秀実議員の一般質問が終わりました。

次に、1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

○1番（大内直子君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

まず、1番目に風力発電についてであります。

八森山の風力発電計画において、事業者は土地を買収する予定なのか、それとも借り上げる予定なのか、それ分かたらば御回答をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の質問に答えたいと思います。

風力発電についての質問でございましたけれども、業者のほうで土地を買収するのか、借り上げをするのかということでもありますけれども、今のところ町には何もそういう話は来ておりません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今年の6月26日に、色麻町の農村環境改善センターにて事業者の説明会がありました。その際に出た住民からの質問への事業者の対処について、説明会の出席者と事業者が確認書を取り交わしました。その中に、土地の賃貸借契約の具体的な協議を予定する段階2023年を予定という表現がありました。つまり、事業者は土地を買収するのではなく、賃貸借契約を予定しているということです。時期は2023年、あと1年ちょっとということです。

では、2番の質問に行きます。

借り上げの場合は、何年になる見込みでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

この風力発電事業につきましては、事業者が取り組む事業でありますので、詳細については分かりません。買収か借り上げかも含めまして、環境影響評価等の手続が進み、事業計画が具体化されていく中で示されていくものと考えられます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 事業者がつくった（仮称）ウインドファーム八森山事業計画についてというのが、去年から今年にかけて何回もつくられて、いろいろな形で町民の目に触れる形で配られているんですけども、その中に、事業期間として20年間（固定価格買取制度による事業実施）と明記されています。つまり、20年間ということです。

③の質問に移ります。

借り上げ期間中の借り上げ料のトータルはどのくらいになると予想されますか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 風力発電事業は、事業者が取り組む事業でございますので、詳細については分かりかねます。今後のですね、環境影響評価等の事業検討を経て、事業計画が具体化されていく中で示されていくものと考えられます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 分かりました。

次の4番の質問に行きます。

風車の耐用年数は何年でしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 事業者が取り組む事業でございますので、詳細については分かりかねます。ただ、一般的な風車の耐用年数は20年ということでございます。適切にメンテナンスを行うことで20年を超えて運転することも可能と言われております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 先ほどお話しした事業者の説明会でも、そのような回答がありました。

では、5番に行きたいと思います。

耐用年数を過ぎた風車は撤去されるのか、それとも更新されるのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） こちらにつきましても事業者が取り組む風力発電事業ですので詳細については分かりかねますが、事業期間の終了時に撤去するか、運転の継続または最新設備への更新により事業を継続するかにつきましては、事業者が検討していくということになります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 6月26日の事業説明会の中で、住民から風車の解体撤収工事の総費用を教えてくださいという質問があって、それに対して事業者からは土地の賃貸借契約の前までに出すという回答がありました。撤去費用がどのくらいか計算して出すということは、更新するのではなく、撤去すると考えていいと思います。

6番と7番、まとめて御質問します。

撤去された場合、撤去されたものは最終的に埋立てされるのか、その他の処分方法になるのですか。それから、7番が最終的な処分の費用まで含めて撤去費用は幾らになりますか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず、6番目のですね、撤去された場合の最終的に埋立てされるのか、その他の処分方法になるのかということですが、7番目も含めてなんですけれども、事業者が取り組む事業ということをお答え申し上げます。

撤去で生じる廃棄物等につきましては、部材に応じてリサイクル等を行い、適切に処分していくことが事業者の社会的責任だというふうに考えております。

それから風車の、7番目の御質問での撤去費用でございますが、こちらにつきましても事業者が取り組むべき事業でございますけれども、風車の機種、基数、配置等の事業計画が具体化されていく中で算出されていくと考えられます。固定価格買取制度では、事業者は運転開始後に経済産業大臣に対して撤去に係る積立費用の報告が義務づけられております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、1番から7番までの質問への回答を踏まえた議論に入る前に、八森山の風力発電事業について町長に御確認したいことがあります。

町長は、折に触れて再生可能エネルギーは必要だとおっしゃっています。ただ、再生可能エネルギーだったら何でもいいのではなくて、持続可能であることが必要だと思う

のですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これも前の話の延長になるんでしょうけれども、原発関係については、やっぱり新たに設置するということについては、いささか私も反対のほうで考えておりました。そういうことで、エネルギーを確保するにはやっぱり自然再生エネルギーだろうなというふうに思っています。そういう中で、もちろん持続可能ということになれば、それはそんなにすばらしいことはないんですけれども、まずもってこの風力発電関係については、これから日本としては多分風力発電に頼っていくのではないだろうかというふうに思っています。もちろん、太陽光ということもありますけれども、これが主力になるのではないだろうかなというふうな考えは持っています。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 八森山風力発電事業は、先ほど申しましたように、事業期間20年とはっきり書かれていて、その後に括弧書きで固定価格買取制度による事業を実施と書かれています。この、固定価格買取制度というのは、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が固定した高めの価格で買い取って、その一部を消費者が負担する仕組みです。発電した電気が高く売れることで、再生可能エネルギー事業が必ず利益を見込める事業になって、それによってたくさんの事業者が参入する、それによって再生可能エネルギーの普及を目指すという国の制度です。色麻町の八森山風力発電事業もこの固定価格買取制度による事業と明記されています。つまりこの事業は、持続可能な再生可能エネルギーの仕組みをこの色麻の地域につくることを目指す社会的事業ではなくて、固定価格買取制度を利用したごく普通の営利目的の事業です。色麻町にとっては、八森山を借りて20年だけ営利事業をしたいという企業がある、それにどう対応すべきかという話だと私は認識しているんですけれども、町長はいかがでしょう。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ちょっとニュアンスは違うような感じがするんですけれども、いわゆる買取制度、FITと言われるやつだと思ってるんですけれども、これは太陽光でもですけども10年の、これは設定されているわけですね、そこまでは約束されているわけですよ。当初のその価格で10年間は買取りしますというFIT制度なんですけれども、それはこの風力エネルギーに関しても、多分今言ったお話からいきますと同じだと思うんですが、その後についても買取りはしないというわけではなくて、単価が多分動くという意味だろうというふうに思うんですね。ただ、国のエネルギー政策の中で、さっき申し上げたとおりなんですけれども、やっぱり自然再生エネルギーに、これは多分そっちのほうに行かざるを得ない、だんだんだんだんとそっちのほうに行かざるを得ないというふうに思うときに、事業者が採算取れないような設定ということになれば、エネルギー確保もままならないというふうになると思うんで、将来のことについては私が言うそのあれは何もないんですけれども、多分業者のそういう採算性についても考慮した価格が出ていくのではないだろうかなという、私なりのこれは予想ですけどもね。ですか

ら、一度風力発電、仮に、年数が仮に20年なら20年過ぎても全部取っ払うっていうんじゃないかと、またそこで造り換えっていうんだか、ということでね、またやるというふうには私はなるものではないだろうかなというふうには、そういう思いで見えています。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 固定価格買取制度は20年なんです。10年ではなくて20年で。その20年を過ぎてもう一度更新するときは、ちょっとその固定価格が下がります。下がるとやはり利益が下がるし、更新するときに新しい物を買うとなると、また相当お金がかかるので、それでは利益が上がらないからということで、20年間やって終わりということなんだと思います。

今日、取り上げたいのは、この事業が終了する20年後のことなんです。20年後に大きな問題が見えてくると思うんですが、町長はそれを認識されていますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 具体的にはちょっと分かりませんが、ただいずれにしましてもね、国のエネルギー制度のそういう方針の中で進まれている事業だと思うんですよ。もちろん、業者ですから採算の取れない事業には乗り出さないのは当然ですけども、そういう中でやられているものだろうというふうに思っています。別にこれは、前にも言ったとおり、この事業に対しては私は中立的にいろいろ見たり聞いたりしているんですけども、この八森山も色麻町だけでやっているわけじゃないんですよ、加美町が多いわけですね。仮に、色麻のほうで駄目だよと、これは町のほうで意見を申し上げるのは準備書までか何かだと思うんですけどもね。結局は、その判断をしてゴーサインを出すのは経産省ですので、町が出すわけじゃないのでね。ですので、仮に、この八森山に、色麻にできなくて、加美町のほうにはできるわけですよ。全体的に加美町では、私の聞いている範囲ですけども、反対しているわけではないようですので、しかも今も造られておりますし、計画も5か所か6か所多分、この八森山も入れてあるはずですので、加美町としてはそれを受け入れる方向で、たしかいるんだろうというふうに思っていますので、そういう中でのこの八森山の状況もあるというふうに私は認識しております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今日の一般質問の①から⑦までに対する町の回答を一言で言えば、風力発電については事業者が考えることなので、町では分かりませんということです。色麻町の土地を使って行われるこの事業について人ごとのような回答だったので、問題意識を全くお持ちでないのだということにはよく分かりました。

まず、20年後に老朽化した巨大な風力発電設備を撤去するとなると、莫大なお金が必要です。それは、当然事業者が準備するのですが、そのお金を積み立てることができなくて、そのまま放置される例も出てきています。事業者が倒産する可能性もあります。2021年、今年の5月17日の帝国データバンク倒産動向速報記事によると、神奈川県内今年最大の倒産、株式会社テクノシステム再生可能エネルギー事業者（風力発電を含む）

という記事がありました。負債150億円、資本金10億5,000万円、原因、電力買取価格の低下等ということです。現実には大手の再生可能エネルギー事業者が倒産するということが起きています。仮に色麻でそういうことが起きれば、巨額の撤去費用を町民の税金から出すこととなります。

上越タウンジャーナルという新潟県のニュースサイト、新潟県にある、上越ですからね、そのニュースサイトの今年の9月7日、おとといのところに、新潟県上越市で風車の撤去始まるという記事がありました。20年の耐用年数が来て撤去するというので、撤去費用が3基で1億5,000万円。それを、八森の風力発電に当てはめると10億円になります。ただし、この上越の風車はタワーの高さが45メートル、色麻の八森で予定している風車の場合は90メートルから120メートルで2倍以上、色麻のほうが桁違いに大きく、当然撤去費用も相当なものになると思われまます。

町長、ここまでどうお考えですか。20年後に、万が一町民の税金から払うような事態になったときに、賃貸契約書にサインした本人として責任取れますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 20年間、多分私生きていられないと思うんですけども、町の責任というのはですね、どの程度までの範囲が求められているものかは、ちょっとこれは今の時点では分かりません。あくまでも認可するのは経産省ですよ。町としては環境アセスに対しての意見を述べる、それを県のほうに上げる、県のほうで国のほうに上げるということです。それを国が判断をしながらそれを認可下ろすということです。町の責任というのはどのようにそこに付されてくるものかということについてはちょっと分かりませんが、このエネルギー政策については、しからばじゃあどうすればいいんだと、原発も駄目で、エネルギーはんでどうすんのやということのときに、これは国民の1人としてですけどもね、そこまで別に私頼まれて考えていなくちゃならないものでもないと思いますけども、国のエネルギーを国民の1人として、原発がもしこれを駄目にしたときにどうすればいいのかなというときに、風力も駄目、何も駄目ってどうすればいいのかなという思いもあるんですよ。ですから、全体的に自然再生エネルギーのほうにかじを切るべきだというのは最初から私言っている考えなんですけども、それだけでもないにしてもね、補完的なエネルギーの要素はあるにしても、主に自然再生エネルギーだろうというふうに思っているんです。ですから、今、町の責任のことも言われますけども、どこまで責任があるものか、それをよく把握させていただきまます。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。（「そうですね、はい」の声あり）それでは休憩後をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 16 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1 番大内直子議員。

○1 番（大内直子君） それでは、先ほどに引き続き質問します。

先ほど、町長は国のエネルギー政策のことに言及されましたが、ここは色麻町のことについて議論をする場なので、色麻町の話に戻したいと思います。

もし、20年後に事業者が倒産して、賃貸借契約が履行されないということが万一起った場合、町と事業者との契約の話なので国は全く関係ありません。ですから、国が何らかの補償をしてくれるということも全くありません。町と事業者の関係です。万が一倒産ということになれば、そのお金が請求しようがなくなるわけですね。そうすると、町でもそんなお金は出せないということになると、風力発電機は八森山にそのまま放置されることになります。町民グラウンドから八森山の稜線がよく見えます。そこに薬菜山より高い風車の残骸がずらっと見えることになるわけです。町長は常々将来世代の大きな負担にならないようにということをおっしゃっていますが、20年後に町の中心部から風車の墓場がずらっと並んで見えるようなことになれば、将来世代に大きな負の遺産を残した町長として、早坂町長は色麻町の歴史に名前を刻むことになるんじゃないですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは必ずしも全部が全部何でも成功するということでの話にもならないかもしれませんが、最悪の状態も考えれば考えなくちゃならないことなんだろうけれども、それでもですね、例えば景観ということに関しても、これも人それぞれの見方があると思うんですよ。確かに、ただ実際に稼働もしないで放置されたものというのは、これは景観上は何だってあまりよいものじゃないんですけども、風力発電関係の風車そのものについては、景観を損ねるといふふうに見る人もあるし、ある意味ではそれは景観的にいいものだといふふうに見る人もあるわけです。ですから、全体的に、確かに大内議員はこれは大分否定をしての話なんですけれども、町民あるいは全体的に賛成する人もたくさんあるということですよ、風力発電についてね。ですから、町としては、直接関係あるのは町有地を貸すか貸さないかということが出てくるわけですね、町有地が予定地に入っていますので、そのことは判断を求められるわけなんですけれども、何ら問題がなければ、いわゆる環境アセス、そういうことについてしっかりしたもので契約書できれば、貸すことについてもやぶさかではないと思うんですけども。ですから、もう少しですね、これはいろいろ準備の段階がありますので、町としても慎重に進めていきたいというふうに思います。今質問されたことについては、20年後のこと予想なかなかできないんですけども、そういうふうにならないようにというふうな

願いを、もしやる場合ですね、そういうふうなふうにならないようにと願ってやる以外
しかないんだろうと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） もしそういう万が一のことも考えなくちゃならないのかなという
ことをおっしゃいましたが、絶対考えなければならぬと思います。万が一のことがあ
っては絶対ならないというふうに考えていくのが町の仕事ではないんですか。町の町民
の税金からこういうことにお金を出すことが絶対ないような仕組みを考えるということ
が、私はすごく大事なんじゃないかと思います。そういう問題があるということが、各
地の自治体でも認識され始めているんですね。それに対して、既に対策を取っている自
治体もあります。しっかりした対策を取るためには時間が必要です。2023年までにはあ
と1年ちょっとなので、ぜひその対策への取組を始めていただきたいと思いますが、い
かがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。町長、スイッチ入れてください。

○町長（早坂利悦君） 確かに今言われたとおり、絶対もうないようにしなくちゃなら
ないというのはそのとおりだと思いますけれども、考えてみますと、そういうことにし
ても絶対ということはないんですよ、これは、やっぱり。世の中に絶対というのはない
ですよ、やっぱり。万が一というのがやっぱりあってね。絶対というのはやっぱり、生
まれれば死ぬってというのは絶対ですけどもね、そういうことであって、これなかなかそ
ういう思いを持って全てやっているにもかかわらず、それでもやっぱりそういうふう
にならない場合もありますので。言われたことについてはしっかりそれは受け止めますけ
れども、慎重に判断をしながら進めさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） そういう方法を取っている自治体があります。絶対、町民の税金
をそういう無駄にしないという保証はないと言ってしまっただけは、私はおしまいだと思
うんですね。実際に、そういうことがないような仕組みをつくっている自治体もあるので、
ぜひ町としても勉強して取り組んでいただきたいと思います。この件に関しては、12月
の議会でまた質問させていただきます。それまでに私も勉強したいと思いますので、そ
のときにより議論ができることを期待して、1番目の質問を終わりにしたいと思います。

2番目に行きます。（「はい、どうぞ」の声あり）

それでは、2番目の色麻町のコロナ対策についてという質問に移ります。

まず、質問に入る前に、色麻町のワクチン集団接種について、一言述べたいと思いま
す。

集団接種会場は、人がどういうふうに動くかということがとてもよく考えられていて、
必要などころ全てに人が張りついて、迷うことなく人が密集することもなく、とてもス
ムーズに行われていました。福祉課をはじめ役場職員、OBのほかか全ての関わった
方々に敬意を表します。

それでは、1番の質問に入ります。

マスクの種類や使い方について、町民への情報提供はどのように行っているでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内議員の2つ目の質問にお答えを申し上げたいと思います。

マスクの種類、使い方ということですが、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、本町におきましては手洗いあるいはマスクの着用、換気、そして密集・密接・密閉の3密を避けるといった感染対策の徹底を、呼びかけを、広報紙や全戸配布チラシ等で行ってきたところであります。

この質問のマスクに関してでありますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大初期にはマスク不足が騒がれ、不織布マスクの入手が非常に困難なこともあり、国から布マスクの供給が行われた時期がありました。布マスクは、せきやくしゃみによる飛沫を防ぐために不織布マスクよりは効果が落ちるものの、ある程度の予防対策には効果があったと認識しております。しかし、最近急増しておりますデルタ株に関しましては、急激なスピードで感染拡大が起こっている状況となっております。全国で爆発的に感染者が増加しており、宮城県におきましても8月27日から2度目の緊急事態宣言の対象地域となりました。これに伴い、9月1日に全戸チラシにて再度感染対策の呼びかけを行っております。今回の全戸チラシでは、飛沫拡散をより防ぐ対策として、不織布マスクの利用及びマスクのつけ方の簡単なポイントも周知しております。今後もウイルスの拡散を防ぐために必要な情報を広報紙やホームページなどで引き続き周知をして、感染拡大防止を努めていきたいと考えております。今のところ、本町では19人感染をしましたが、ここ最近では皆さんに気をつけていただいているというふうに私なりに思っております。感謝をいたしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 不織布のマスクについての、不織布がいいという知識は随分普及していると思いますが、ウレタンマスクについてちょっと取り上げたいと思います。

スーパーコンピューター富岳の計算結果というのが以前に出まして、ウレタンマスクについては、吐き出す飛沫の量についてどれくらいカットするかというと50%くらい、まず不織布とか医療用マスクに関しては90%以上相当カットするわけですが、ウレタンについては吐き出す分50%、吸い込む分は三、四十%という数字が前に報道されたことがあります。それとは別に、実際にウレタンマスク、不織布マスク、布マスクなど幾つかのマスクを実験で、どのくらい通すかということを実験した結果、なんとウレタンは1%未満で、ゼロに近いという結果が出たということが、東洋経済オンラインというところで報道されています。若い人を中心に、ウレタンマスクはよく見かけます。色麻町内は、町長おっしゃったようにウイルスが蔓延している状態ではないので、ウレタンマスクでもそんなに問題はないと私は思っています。でも、活動範囲の広い若い人たちが感染者の多い地域に行ったときには、ウレタンマスクは危ないよという知識は必要だと思います。ウレタンマスクをやめろというのではなくて、危ないと感じるところでは

不織布マスクを取り出してウレタンの上からつけるとか、あるいはウレタンの下に不織布マスクをつけて二重にするとか、それだけで十分だと思うんですね。ウレタンマスクは全く使えないかというそういうわけでもなくて、例えば不織布ではかぶれやすい人がウレタンマスクを下につけて、その上に不織布のマスクをつけるとか、その逆で、不織布マスクの上にウレタンマスクをするとすごく密着度が高くなって非常にいいとか、お互いの弱点を補い合っただけでちょうどよくなるということもあるわけですね。色麻町民がマスクについての情報をいろいろ持った上で、あとはそれぞれの状況に応じて、自分で判断して対応する、そのためにもウレタンマスクについての情報提供も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

マスクの使用についてという御質問で、ウレタンマスクという内容でございます。大内議員、今おっしゃった状況、私も日本感染症学会のデータを見ますと、やはり不織布マスクのほうがですね、吹き出し飛沫量がマスクしない場合は100%、不織布マスクした場合は20%、ウレタンマスクで50%というような吹き出しの飛沫量になっているようでありまして、ウレタンのマスクの使用も、これはやっぱり状況に、その方の状況に応じたやっぱり使用が必要なのかなというふうに感じております。中にはウレタンマスクの下にですね、マスクをまたしている方もおりますし、状況に応じたマスクの使用が必要ではないかと感じております。町で、チラシのほうでですね、マスクの着用というのは何度も呼びかけてもおります。9月1日の全戸チラシの配布でもですね、主に不織布の使い方について周知をしたところでありますが、今後ですね、そういったウレタンマスク等のマスクの使用等についても周知のほうですね、図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ウレタンマスクを使うなということではなくて、その時と場合に応じて適切に使っていただきたいということで、そのためにも知識というのは必要だと思います。よろしくお願いします。

では、2番目の質問で、色麻学園においてマスクの種類や使い方についてどのような情報提供を行っているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、色麻学園においてのマスクの種類や使い方の情報提供についてお答えいたします。

マスクの種類や効果、着用方法については、8月下旬に県から通知がございました。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていたことを踏まえ、教育委員会では学園のほうに周知したところでございます。小中学校ではですね、今回の通知の前からマスクの着

用方法については保健室だよりや児童生徒を通じて、隙間をつくらず口と鼻を覆ってマスクを着用するように指導をしております。また、マスクの種類につきましては、以前から養護教諭のほうから小中学校の教職員に対し、説明を行っておりました。ただ、8月下旬の県の通知に基づきまして、小中学校おのおのの保健室だよりや、児童生徒を通じて再度周知を行い、感染予防対策を引き続き行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 色麻学園では、中学生はほとんど不織布のマスクをしていて、小学生はウレタンマスクも結構見かける状態だということをお前に聞いたことがあります。今は分かりませんが、学校自体にコロナウイルスはない状態と言ってもいいと思いますので、私はそのマスクの種類に今そんなに神経質になることはないと思います。また、つけているマスクの違いははじめの原因などになってはならないし、いろいろな配慮をしなければならないと思います。その上でマスクについての知識と、どういうところが危なくて、どういうところが安全なのかなど、コロナと共存しなければならない世界での身のこなしというか、基礎知識を身につけることはとても大事だと思います。それに関連して、マスクを外してもいいのはどういうときかということについては教えているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではお答えいたします。

マスクを外してよいときは指導していますかということですが、県の通知のほうでも部活動をしているときとか、あと周りに人がいないようなときは外しても構わないという通知がございますので、そちらのほうを基に教職員のほうに周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 外で周りに誰もいないときはマスクを外しても大丈夫だということをお教えるべきだと思います。とにかく、自分で考えて判断できる子供たちに育てるということは、ぜひ目標としていただきたいと思います。

マスクについて県から通知が来たということは、マスクをつけることがコロナ対策として一番大事な部分だということをお表していると思います。マスクと換気が重要なポイントと言われている。これは何を表しているかということ、コロナは空気を媒介としてうつる感染症だということなんですね。コロナ菌を吸い込んで鼻や喉に行けば感染するし、肺まで吸い込めば重症化します。でも、せきやくしゃみによってコロナ菌が出されても、マスクをちゃんとつけていれば鼻や口から入るのを防げるし、乾燥した空気の中でコロナ菌が漂っていても、部屋の空気を喚起すれば大丈夫です。そういう理屈が分かっているならば、どうやって感染するのかという仕組みが分かっているならば、町民一人一人がその場に応じて適切な対応ができます。それがとても大事だと思います。

次に、3番目の質問に移りたいと思います。

これから冬に向けて空気が乾燥してくるので、空気中にもコロナウイルスがあったとすれば、乾燥して小さくなって漂いやすくなります。ですから、これから換気がとても大事になってくる季節です。窓を開けっ放しにしながら空気清浄機も動いている状態があるような感じがしますので、その空気清浄機を作動させるタイミングについて、役場で情報共有化しているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） お答えします。

役場の庁舎内に配置している空気清浄機ですけれども、人が集まりやすい執務室周辺とかですね、そういう場所に置いておりますが、毎朝職員が出勤時に電源を入れまして、最終退庁者が電源を消すというようなことで、各課でやっております。また、常に使っていない会議室とかですね、そういうところにある物については、使うときに入れて、終わったら消すというようなことを徹底していただいております。夜間誰もいなくなれば、当然、電源が切れているという状況なんですけど、仮に消し忘れがあった場合は、警備員さんのほうの事務見回りの段階で消していただくというようなことで運用しておりますので、こういうときスイッチ入れてこいついとき消すということではなくて、オープンスペースについては、朝に入れて帰りに消すというような運用をしております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 空気清浄機というのは、部屋の空気をろ過してクリーンにしていくものなんです。そうすると、空気清浄器を作動させながら（「工藤議員、マイクのスイッチを切ってください」の声あり）空気清浄機を作動させながら窓を開けて換気すると、外からいろいろな粒子がどんどん入ってくるので、空気清浄機を使う意味がなくなってしまうんですね。窓を開けて換気するときと、空気清浄機を作動するときには別々のタイミングでしなければならぬんじゃないでしょうか。それは1つの部屋の中の話ですけれどね。それに関してはどうでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 外の粒子が入ってくるから、換気しているから特に空気清浄機まで回す必要ないだろうということをおっしゃっているのかと思うんですけども、空気清浄機の種類にもよるかと思うんですが、今回入れている空気清浄機につきましては、光触媒除菌という機能がついてございまして、菌とかウイルスがあった場合、その光で除去できるというものもございまして。それから、時期にもよりますけれども、窓を開ければ花粉とかですね、そういうのが入ってくると、それを浄化するというのを考えれば、窓を開けてっから空気清浄機を回す必要がないっていう考えには至らないんだらなというところで考えられると思います。ただ、その窓を開けるたびにですね、つけたり消したり、閉めるときに消したりっていう運用は、なかなか難しいと、徹底しづらいということがございますので、つけっ放しにしているという状況の運用をしています。

フィルターなんかも、常時動かしている場合は3か月に一、二回程度つけ置きすれば全部きれいになりますよっていう機種でもありますし、そのフィルターを交換すると、交換しなくちゃならないっていう時期が来れば、機械自体も交換しなくちゃならないというよな、メンテナンスフリーというか、ローメンテナンスの空気清浄機を入れておりますので、常に使いっ放しにしてても何ら支障はないんだらうというところで運用しております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 空気清浄機を使いながら、例えば会議室でパーティションなんかをよく使っているんですけども、仮にそこに、参加者の中にウイルスを出す人がいて、パーティションはそのウイルスを遮るものだという設定で使っているんだと思いますが、これから乾燥するときウイルスはパーティションを越えて漂うことが十分にあるんですね。そのためにもやはり換気が必要なわけですけども、パーティションというのは、要するに小さな壁をいっぱいつくることですから、空気の流れがかえって悪くなるというか、パーティションがないほうがずっと換気の性能が、空気の回りがよくなるということがあのような気がするんですけども、そのパーティションについてはいかがでしょうか。換気の妨げになるのではないのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） パーティションがどうか、空気中にウイルスがどうのこうのっていう部分のエビデンスがはっきりまだしていないと思います。ですから、我々の段階でそれを判断するのは非常に難しいと。そのパーティションについては、先ほど質問の中でもありましたが、富岳でシミュレーションをした場合、ある程度高さによってですね、効果があったりなかったり、あるいは逆効果だったりというようなシミュレーションがなされているようですけども、そのパーティションが空気、換気の邪魔になっとかんたかかっていうところまで我々はちょっと把握してございませんので、その辺については、結果的に見えないものとの勝負になりますけれども、一般的なところを参考にしながら、必要であればパーティションもつけるし、要らないということになれば外すというような運用をしていかざるを得ないというふうに思いますので、我々の自己判断で、あるいは個人的な意見で、そういう運用はちょっとなかなかしづらい部分もあるんだらうなというふうに思っております。パーティションはいろいろなところに、カウンターだったりとか、あるいは会議の際の隣との仕切りだったりとか、いろいろ準備はしてございますが、そういうふうなエビデンスがあれば、それに従うという方向で運用していかざるを得ないんだらうということで、今現在は普通にパーティションとして使っているということで御理解賜りたいと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） これからいろいろなことが多分研究されて分かっていくと思うので、その中で対応を考えていかなければならないと思います。一つの行動についてなぜこういうことをするのかということを考えていかないと、いつの間にか行くべき方向を

見失うようなことがあるような気がします。町のコロナ対策についても、これまでも指摘をしてきましたが、どういう仕組みで感染が起こるのかということが分かってくると、的を外しているなどと思うことが幾つかあります。それは機会を改めてきちんと議論をしたいと思います。

2番目の質問をこれで終わりにします。

3番目に行っていていいでしょうか。（「どうぞ」の声あり）

3番目、地域おこし協力隊について。

加工の技術を持ちながら、高齢などの理由で辞めた方から技術を聞き取り記録する、また、様々な町内の未利用資源を季節ごとに記録して、誰でもアクセス可能にするなどの仕事を地域おこし協力隊員の仕事にはできないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内議員の3つ目の質問、地域おこし協力隊について質問がございましたので、御解答申し上げたいと思います。

今、質問の中に若干提案された内容がありますけれども、回答としては、地域おこしの取組状況それから募集の取組、そして協力隊の活用というふうに3つに分けて答弁をさせていただきます。

まず、取組状況ですけれども、本町では農業に感心があって、色麻町の魅力を発信していただける地域おこし協力隊員を本年度からの募集を開始するに当たりまして、現在PR用のパンフレットや色麻町の紹介動画を制作しており、10月末頃の制作完了を予定をしております。

そして、取組ですけれども、東京及び仙台を会場に開催が予定されている募集セミナーに参加をし、PR活動を行う予定としておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大は依然として収束しておらず、隊員募集に向けた今後の取組が不透明な状況でございます。現時点では、仙台開催のセミナー参加あるいは農業分野での就労を目的とした専門サイトを活用した募集等を検討しております。

活用の内容ですけれども、隊員の募集については農業の支援員を1名、鳥獣対策支援員を1名、合計2名を予定しておるところでございます。現在の募集内容では、伝統技術の記録保存や、未利用資源の利用については主業務とはなりませんけれども、主業務に加えて取り組むことは可能と考えております。しかし、隊員の適材あるいは希望もございまして、今後の採用過程での聞き取り、活動状況などを確認しながら検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 色麻町にたくさんあるものは何かというと、何ととっても農地です。それをぜひこれから生かしていきたい。そうすると、1次農産物だけではなく、農産加工ということが重要になってくると思います。これまで農産加工をされてきた方や、加工という仕事にはしていないけれども、いろいろな昔から料理を作れる方、そういうたくさんの方の中に蓄積された目に見えない技術を記録することで目に見える形にして、

これから若い人たちがいつでも利用できる形にすることは重要になってくると思います
がいかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のお話はそのとおりだと思います。ただ、協力隊員は、この前の議会の中で、議場の中でお話ししたと思いますけれども、本町の場合の協力隊員のいわゆる募集の地域というのは限られるわけですね。要するに、過疎指定ということではないために主要都市、県内であれば仙台あるいは東京といったような感じですね、そういうところから募集をしなくちゃならないんで、今、大内議員が言ったことについては、それは大変大事なことではあるかもしれませんが、本町としてさっき申し上げたような内容で募集をしたいということで、今進めておるところでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） また、この分野で、加美農高と連携できないかということもぜひ検討していただきたいと思います。町内の様々な利用されていない資源の情報を集約して、次のまちづくりに役立てていくというのは、地域おこし協力隊という名前そのものの仕事なので、そういうことに興味関心がある方もいるかもしれません。そういう出会いがあったら、ぜひスカウトしていただくようお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもございました10月末の完了を目指しましてですね、今、動画等の作成、PR用のパンフレット作成しております。そして、それと並行いたしましてより具体的な募集要項、もちろん今現在想定している果樹栽培であるとか、例えば3年後にそれだけで果たして自立できるのかといったようなこともございます。そうしますと、議員おっしゃるようになりますね、例えば農産物の販売の促進とか、あるいは6次産業化に向けた商品開発を一緒にしていかなきゃいけないとかですね、あるいはグリーンツーリズムとか、いろいろあろうかと思います。あとは、これから面接等をいたしましてですね、先ほども町長の答弁の中にもございました隊員の適材適所、希望等もございます。その辺を十分勘案して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 以上で、1番大内直子議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第3 報告第4号 放棄した債権の報告について

○議長（中山 哲君） 日程第3、報告第4号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。総合徴収対策室長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 報告第4号放棄した債権の報告につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件につきましては、色麻町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、町が放棄した債権について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権について、債権放棄調書で御説明申し上げます。

調書には、債権の名称、債権放棄の理由、年度、人数、件数、金額を記載しております。

放棄した債権の名称は、水道使用料であります。債権放棄の理由は、第15条第1項第4号（免責）になります。

債権の年度は平成29年度で、人数が1人、件数が1件、金額が1万664円です。

債権を放棄した日は、令和3年3月31日であります。

以上、放棄した債権の報告についての御説明とさせていただきます。よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（中山 哲君） これより報告第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員各位はそのままお待ちください。

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第4 議案第60号 色麻町教育委員会教育長の任命について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第60号色麻町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

○総務課課長補佐（鎌田一博君） 議案第60号色麻町教育委員会教育長の任命について、次の者を色麻町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、色麻町大字上新町117番地34。氏名、半田宏史、昭和32年11月12日生まれ。令和3年9月7日提出、色麻町長。

○議長（中山 哲君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 色麻町教育委員会教育長の任命についての提案理由を御説明を申し上げます。

現在の教育長であります半田宏史様の任期が、令和3年9月30日で満了となりますが、引き続き教育委員会教育長として任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

半田様は、住所が色麻町大字上新町117番地34、昭和32年11月12日生まれで、人格高潔で、教育行政に関し高い識見を有し、教育長としてふさわしい方でございます。

令和2年4月1日から教育長に就任し、GIGAスクールの実現や、色麻町子どもの心のケアハウスの立ち上げ等、本町の学校教育、社会教育の全般にわたり数々の成果を上げていただいております。今後とも教育長として本町の教育行政に御尽力をいただきたく、御提案を申し上げます。

新たな任期は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間でございます。

よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。採決は起立によって行います。この際、申し上げますが、起立しない者は反対とみなします。

議案第60号色麻町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中山 哲君） 起立多数です。よって、議案第60号色麻町教育委員会教育長の任命については、同意することに決しました。

暫時休憩いたします。議員各位はそのままお待ちください。

午後 1 時 3 6 分 休憩

午後 1 時 3 6 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

ただいま教育長に同意されました半田宏史教育長が議場におられますので、御登壇の上、御挨拶お願いいたします。教育長。

〔教育長 半田宏史君 登壇〕

○教育長（半田宏史君） 初めに、先ほど私の教育長の任命について、議会から同意をいただきましたこと御礼申し上げます。ありがとうございます。今後ともこれまで同様に議長様をはじめ議員の皆様方に御指導、御支援をいただきながら、例えば長期総合計画にあります健康で生涯にわたって学びつづける意欲を喚起する機会と環境の充実や、子供たちの健やかな成長のために持続可能な教育体制の確立など、本町の社会教育、学校教育のさらなる充実、発展のために、10月1日以降もさらに気を引き締めて力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、教育長の挨拶を終わります。

議案審議を続けます。

日程第 5 議案第 6 1 号 色麻町教育委員会委員の任命について

○議長（中山 哲君） 日程第 5、議案第 61 号色麻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

○総務課課長補佐（鎌田一博君） 議案第 61 号色麻町教育委員会委員の任命について、次の者を色麻町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住所、色麻町四竈字町 98 番地。氏名、佐藤邦雄、昭和 28 年 8 月 22 日生まれ。

令和 3 年 9 月 7 日提出、色麻町長。

○議長（中山 哲君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 色麻町教育委員会委員の任命についての提案理由の御説明を申し上げます。

現在教育委員であります佐藤邦雄様の任期が、令和 3 年 9 月 30 日で満了となりますが、引き続き教育委員として任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

佐藤様は、住所が色麻町四竈字町 98 番地、昭和 28 年 8 月 22 日生まれで、これまで色麻中学校の父母教師会の会長、あるいは色麻町スポーツ少年団連絡協議会の会長を務めてまいりました。教育関係には非常に造詣が深く、人格的にも温和で識見ともに教育委員

として大変ふさわしい方であります。

平成28年4月1日から教育委員に就任し、本町の教育行政全般にわたり御尽力をいただいております。

新たな任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間でございます。

よろしく御審議を賜り御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 討論については、人事案件でありますので、先例に従い省略いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。採決は起立によって行います。この際、申し上げますが、起立しない者は反対とみなします。

議案第61号色麻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中山 哲君） 起立多数です。よって、議案第61号色麻町教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

日程第6 議案第62号 色麻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第62号色麻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 議案第62号色麻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

内閣府に設置されている規制改革推進会議において、令和2年7月に書面規制、押印、対面規制の見直しの結果及び今後の取組が取りまとめられ、行政手続における押印義務当の見直しの提言がなされております。

この提言を受け、国においては地方公共団体に対して、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについてを、また、税務関係として地方税関係書類における押印義務等の見直しについてを通知し、地方公共団体において押印義務等の見直しを

積極的に取り組むよう通知がなされております。

今回の改正は、この国からの通知を踏まえ、審査申出書及び口述書への審査申出人及び関係者の押印を不要とするため、色麻町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものです。

改正点につきまして、議案書及び審議資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

議案書の4ページ、あわせて審議資料の2ページを御覧ください。

今回改正する固定資産評価審査委員会条例は、地方税法において固定資産税の納税者はその納付すべき固定資産税にかかる固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができるとの規定に基づき、審査の手続等を定めた条例であります。

第4条は、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合の審査の申出に関する手続について定めており、第4項で審査申出書には審査申出人の押印を義務づけておりますが、この押印を不要とすることから、第4項を削除するものです。

また、第4項の削除に伴い、第5項及び第6項をそれぞれ1項繰上げし、第4項及び第5項とするものです。

第8条は、口頭審理に関する手続について定めております。不服の審議については、地方税法で原則として書面による審議としておりますが、委員会が審査のために必要がある場合は、審査申出人及び町長に出席を求め、口頭審理がすることができます。また、口頭審理の際に委員会は審査申出人及び町長以外の関係者の出席及び証言を求めることができます。関係者は口頭審理に出席し証言をいたしますが、この証言を口頭ではなく書面にて提出することもでき、これが口述書となります。条例第8条第5項では、この口述書に署名、押印を義務づけておりますが、署名押印を不要とすることから、「記載し提出者がこれに署名、押印しなければならない」を、「記載しなければならない」に改めるものです。

第13条は、口頭審理の際に委員会が審査申出人及び町長以外の関係者に対して出席等を求めた場合の旅費の支給に関して定めておりますが、引用している条例の名称が色麻町議会の調査及び公聴会の出頭又は参加者等に対する費用弁償支給条例から、色麻町証人等の実費弁償に関する条例に改正されたことに伴い、本条も改めるものです。

施行期日は、交付の日から施行することとしております。

以上、色麻町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の提案理由の御説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第63号大崎地域広域行政事務組合規約の変更について、日程第8、議案第64号権利の放棄について、以上の2か件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第63号、日程第8、議案第64号については一括議題とし、質疑、討論、採決は各議案ごとに行うことに決しました。

日程第7 議案第63号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

日程第8 議案第64号 権利の放棄について

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第63号大崎地域広域行政事務組合規約の変更について、日程第8、議案第64号権利の放棄について、以上の2か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第63号大崎地域広域行政事務組合規約の変更及び議案第64号権利の放棄について、関連がございますので一括して提案理由を御説明申し上げます。

大崎広域行政事務組合、以下大崎広域と呼ばせていただきますが、平成17年4月の組合統合の際に、旧市町、旧組合管内の5つの斎場を移管され、同時に斎場使用料を統一いたしました。各斎場には建築年度の違いなどにより、建物や設備に起因するそれぞれの課題を抱えて現在に至っております。

これらの課題解決を図り、利用者の利便性向上と斎場経営の効率化を進めるため、大崎広域東部エリア新斎場整備基本計画を本年3月に策定いたしました。

その計画において、古川斎場、松山斎場を新斎場に統合し、耐用年数が残っている涌

谷齋場については令和10年からの次期計画で検討するという事で、新齋場整備事業を進めることにしています。

大崎広域の財政計画では、市町負担金の上限額を70億円以下とするように調整しておりますが、今後、衛生施設の更新や延命化事業が継続的に計画されているため、普通建設事業費に充当するための財政調整基金の残高が不足する見込みとなります。

そこで、大崎ふるさとづくり基金の一部を取り崩し、新齋場整備事業に係る基金を新たに創設して、建設工事費の一般財源分に補填するというものでございます。

平成21年3月にふるさと市町村圏推進要綱が廃止されたことに伴い、基金の存続については地域の実情に応じて関係市町の協議によって方針決定するという事とされました。協議により必要と判断された場合は、県補助金を除いた市町出資分を取り崩すことができるということで、今回の提案ということになりました。

以上のことから、議案第63号大崎広域規約の変更と、議案第64号大崎ふるさとづくり基金の出資金の権利の放棄に関する議案につきまして一体をなすものということになります。

まず、議案第63号大崎地域広域行政事務組合格約の変更から御説明申し上げます。

今回変更する内容は、規約第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金のうち、衛生費負担金の第3条第3号の事務に要する経費について、組合統合前に借入れした全ての施設の起債償還及び地方交付税算入が令和3年度で終了するために、別表の改正を行うものでございます。

また、大崎広域の財政計画に基づき、大崎ふるさとづくり基金9億円を取り崩して、新たに（仮称）大崎広域新齋場整備基金を創設し、令和5年度から建設工事を予定している新齋場整備事業に財源充当するため、規約第18条に規定する関係市町からの出資金の額について変更を行うものであります。

議案書5ページと、審議資料4ページ、あわせまして先にお渡ししました参考資料です。ね、ふるさとづくり基金についてという参考資料、カラー刷りなんですけれども、こちらを御覧いただきたいと思えます。

第18条第3項に規定する基金の割合ですが、県補助金が10分の1を11分の2に、関係市町が10の9を11分の9に、第4項では表の中になりますけれども、「区分に応じ」とおり」というふうに改める変更ということになります。この参考資料、カラー刷りです。ね、これの左側の欄にありますように、ふるさとづくり基金の市町村出資金は通常分が9億円、拠点分が9億円、県補助金がそれぞれ1億円ずつで、総額20億円ということになります。

このうち、通常分を取り崩すということになるわけですが、県補助金は取り崩しができないことから、市町出資金9億円を取り崩すということで、残りが11億円となります。

この左側の1、大崎ふるさとづくり基金の造成についての（1）内訳ということのほうのこの左のほうです。ね、通常分基金というところの市町の合計9億円、これを取り崩

すということになります。下にあります1億円につきましては、拠点分のほうに移し替えをするということで、10億円ずつあったものが9億円と11億円に変わるということで御理解賜ればと思います。この県補助金が11億円中の2億円、市町出資金が11億円中9億円、通常分の全て取り崩すということで今のような話になります。

次に、別表の変更でございますが、先ほども申し上げましたとおり、組合統合前に借入れした全ての施設の起債償還及び地方交付税算入が令和3年度、今年度で終了するため、衛生費負担金の部分を改めるというものであります。

なお、変更後の規約の施行日は、令和4年4月1日ということになります。

議案書の5ページの中にいろいろ改正文書いてありますが、出資金は最終的にはこのようになると。通常分の9億円を取り崩して、拠点分の9億円ということで、色麻町では2,668万円が残ると。3,695万9,000円は5年度からの建設費に充当するために新たに基金を造成して、そこに一旦積むというということになります。

あと、別表ですね、衛生費負担費、このように改正になるということで、新旧対象については4ページ、5ページにほうに記載してございます。

次に、議案第64号権利の放棄について御説明申し上げます。

これまで申し上げましたとおり、大崎ふるさとづくり基金市町出資金9億円を取り崩し、（仮称）大崎広域新斎場整備基金を創設し、令和5年度から建設工事を予定している斎場整備事業に財源充当するというので、出資金の権利を放棄するというものでございます。

議案書の7ページ、それから参考資料、先ほどと同じ左側のほう、ちょっと御覧いただきたいと思っております。

まず、放棄する権利の内容でございますが、本町が出資している大崎ふるさとづくり基金は、通常分、色麻町分が3,695万9,000円、拠点分が2,668万7,000円合わせまして6,364万6,000円、この通常分と拠点分合わせますと、この20億円のうち色麻町が出している分が6,364万6,000円ということになりますが、このうち先ほども申しましたが、通常分の3,695万9,000円の権利を放棄するということになります。

この権利放棄によりまして、利益を受ける者は大崎地域広域行政事務組合ということになりますが、新斎場整備事業の工事費は大崎広域の財政計画上41億6,300万円というふうに見込まれており、本町が権利放棄した3,695万9,000円は令和5年度から令和7年度に納付する本町の衛生費負担金から差し引かれるということになります。3年間で差し引くということになります。

なお、この権利の放棄の時期につきましては、組合規約の変更の施行日と同日の令和4年4月1日となります。

以上、議案第63号は地方自治法第290条の規定より、議案第64号は地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決が必要であるものでございます。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第63号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） これより議案第64号権利の放棄についての質疑に入ります。質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、簡単に質疑をさせていただきます。

これ、権利を放棄するということなんですが、そこで基本的なことをお伺いしますが、これまで基金として、大崎ふるさとづくり基金の設置、これが議案第63号関係の資料なんですが、基金の設置となっておりまして第18条、その下にこれ基金の設置という割には出資金、18条の第4号かな、出資金というのが出てきますよね。出資金というのは基金とは違ってその場所にお金を出してやると。出資すると。基金とは全く違うものですが。ただ、大崎ふるさとづくり基金の設置となっていて、その下に出資金というのが出ていますが、これどのように理解すればよろしいのか。ひとつ説明をお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 大崎広域でつくる基金、これふるさとまちづくり基金のことなんですけれども、出資金というのは各市町から出ていくお金を財源としていますよという意味です。ですから、我々色麻町では出資金として、これ決算書にも出ているんですけれども、その出資金が先ほど申し上げました6,364万9,000円ということで、色麻町では出資金として決算しています。ですから、その出資金を、それぞれの出資金の、区分がですね、前は規定されていたということで御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 分かります。4ページを見ると、現行では大崎ふるさとづくり基金の設置となっていて、色麻町で基金として負担していたと。3条の第2号に関わる件、

それから3条の8号に関わる件を基金として、違うのかな、現行ではそうなっています、これを読むとね。それで、改正されたものは、63号関係の4ページね、改正されたものでは大崎ふるさとづくり基金の設置となっており、その下が分からないんですが、基金の設置なんですか出資金と出てくるのは、これ何か字句がちょっと、字句の誤りなのかなと思ったんです、これ見てね。ですからその辺しっかりと、理解不足だと思いますが、説明していただければ。

○議長（中山 哲君） 天野議員、今権利の放棄、64号で手を挙げたわけですよ。今、話しているのは63号になるんですけれども。よろしいですか。（「分かりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第6号）

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第65号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第65号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億7,780万2,000円を追加し、予算総額を47億7,016万8,000円といたしました。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

議案書15ページ、それから先日お配りいたしましたコロナ感染症対応地方創生臨時交付金実施計画書概要を併せて御覧いただきたいと思います。

第9款地方特例交付金は、地方特例交付金額が確定したことにより539万9,000円を減額するものです。

第10款地方交付税は、普通交付税の交付額決定により3億6,157万6,000円を増額するものです。今年度の普通交付税の交付決定額は21億3,157万6,000円となり、対前年と比較しますと1億2,554万9,000円、6.26%の増となりました。

第15款国庫支出金は、合計で4,570万円の増額で、主なものは第1項国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,659万8,000円の増、第2項国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,299万6,000円の増、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金1,140万9,000円などとなっております。

16ページ下の段から17ページにかけまして、第19款繰入金ですが、第1項特別会計繰入金は各特別会計の精算による繰入金で、計615万円の増となっております。

第20款繰越金は、令和2年度決算により、繰越金の額が確定いたしましたので477万3,000円を増額するものでございます。

第22款町債は、臨時財政対策債の発行可能額が確定しましたので3,873万1,000円を減額するものであります。

次に、18ページを御覧ください。

歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費は、第1項総務管理費の財産管理費で庁舎警備業務委託料178万6,000円、地域活性化対策費で定住促進奨励金150万円など、合計で483万円を増額するものでございます。

19ページ、第3款民生費は、第1項社会福祉費の社会福祉総務費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金2億3,139万7,000円、障害者福祉費で補装具給付費150万円、第2項児童福祉費の児童福祉総務費で広域入所委託料649万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策費で、実施計画概要の事業ナンバー23、子育て応援給付金給付事業費補助金900万円など、合計で2億4,899万8,000円を増額するものです。

20ページになります。

第4款衛生費は、第1項保健衛生費の予防費で、昨年度同様従来の65歳以上を対象とした高齢者インフルエンザワクチン予防接種の助成に加え、生後6か月から64歳までの町民の方が予防接種を行った場合1回1,000円、高校受験を控える中学3年生の方には1回3,000円の助成を行うための予防接種委託料及び扶助費合わせて399万円ということになります。事業ナンバー22の新型コロナウイルスワクチン接種事業ということになります。それから、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、ワクチン接種委託料として1,659万9,000円を増額するなど、合計で2,079万3,000円を増額するものです。

21ページになります。

第6款農林水産業費は、一時保管牧草農地還元業務委託料2,281万8,000円など、合計で2,312万6,000円を増額するものです。

第7款商工費は、新型コロナウイルス感染症対策として商工会が行うかつぱ夕市への助成として、事業ナンバー24番、商工振興緊急支援事業補助金49万6,000円の増などとなっております。

第8款土木費は、22ページにあります第2項道路維持費の中で大原線交通量調査委託料30万円と、大原5号線拡幅工事費180万円、そして電柱等移転補償費210万円以外につきましては、除雪に係る経費といたしまして防雪柵設置収納業務委託料と、それから除雪重機借上料合計3,839万6,000円などで、5,860万1,000円、除雪経費として5,860万1,000円。合わせまして7,900万1,000円を増額するものでございます。

23ページになります。

第11款災害復旧費は、今年の台風19号による農業用施設等の災害復旧事業の助成金95万2,000円を増額するものでございます。

第12款公債費は、24ページの償還明細書にあります。平成22年度に借り入れたものの借換え等による利率見直しに伴う補正であります。

第14款予備費は47万2,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行ったところであります。

次に、11ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正ですが、公共施設に係る警備業務の委託から、12ページ、学童保育運営業務の委託まで合計9か件について、現在も契約中の業務等でございますが、令和3年度をもって契約満了となりますので、今回補正し、年度内に契約行為を行うための債務負担行為の追加でございます。

限度額の大きいものを申し上げます。公共施設に係る警備業務の委託、令和3年度から令和6年度の期間、契約期間は3年間になりますが、限度額5,940万円。公共施設に係る清掃業務の委託、令和3年度から令和6年度の期間、契約期間は3年間になりますが、こちらも3年間になりますが、限度額2,697万円。色麻町地域活動支援センターの指定管理料、令和3年度から令和8年度の期間、契約期間は5年間になりますが、限度額4,700万円。学童保育運営業務の委託、令和3年度から令和8年度の期間、契約期間は5年間になりますが、限度額1億750万円などです。

最後に、第3表地方債補正ですが、臨時財政対策債の本年度借入額が確定しましたので、限度額を1億3,126万9,000円に変更するものでございます。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げますが、詳細については款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書15ページ、歳入から入ります。

歳入。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金。（「なし」の声あり）

第11款地方交付税第1項地方交付税。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第1項県負担金。（「なし」の声あり）

第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第17款財産収入第1項財産運用収入。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） この地名地番、何を、その場所の説明を求めたいと思います。土地売払収入。

○議長（中山 哲君） ちょっと、財産運用収入ですよ。売払収入は次の財産売払収入にでなります。山田康雄議員、次に質疑をお願いいたします。

第17款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第2項財産売払収入。山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 失礼しました。今、途中で眼鏡届いたものだから。

この48万5,000円の内容を説明していただきたい。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 土地の売払収入ということで、法定外の道路と水路ということになります。3件ございまして、1件は色麻町四竈字根岸地内、97.59平方メートルで38万601円。それから、同じ根岸地内ですけれども129.25平方メートルで4,407円。それから、四竈字地蔵堂地区で24.09平方メートルで、10万1,178円の3件、合計の48万5,000円ということでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） そういった場合、1平米の単価は、その3か所ですからそれぞれ単価はどうなっているのか。ちょっとお聞きします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 平米3,900円、宅地並みの単価、3,900円が1件。それから、畑の単価ということで34.1円、平米。それから、宅地の単価ということで4,200円ということで、3つの単価となっております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第1項特別会計繰入金。（「なし」の声あり）

第20款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

第22款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款総務費第1項総務管理費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、総務管理費の第6目財産管理費でお伺いしたいと思います。

今回、庁舎警備業務委託料178万6,000円増額補正されております。この委託料については、当初予算です、680万9,000円ということで予算計上されておりましたので、今回26%ほどの大幅な増額となっておりますけれども、どのような理由があってですね、これだけの大幅な増加ということになったものかどうか。多分、警備業者からのですね、申出といいますか、そういう形での増額補正だと思いますけれども、それに至った理由などをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） お答え申し上げます。

現行、平日ですと17時15分から翌朝8時半まで警備を委託しているんですが、1人でやっているということで、3時間の休憩時間を与えなくちゃならないということになっています。休憩はしてもらっているんですけども、その休憩中に何かファクスとかですね、あるいは戸籍関係の届出、婚姻届とか死亡届とか、そういうの来た場合は休憩中であっても対応してはいただいているんですけども、その対応が、完全に休んでいる時間ではないというふうに見なされるという指摘を受けたということなんだそうです、労基のほうから。ということで、その辺を是正するために、丸々1人ということではないんですが、その間に入れる人の配置が必要だということで、現状では法に触れるような警備体制になってしまっているという申入れがありましたので、改善するためにはということいろいろと試行錯誤をして、今回改善センター10時までなんですけれども、警備員がですね、終わったら来ていただいて、3時間交代するというようなやり方に変更することにしました。それで、役場のほうで178万5,000円ほどの増額、それから改善センター費のほうで31万円くらいの増額ということで、合わせて200万ちょっとくらいの増ということになるんですけども、6か月間でそのくらい増額しなくちゃならないということになりましたので、今回御提案させていただいたところでございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） そうしますと、労働基準局のほうからの指導ということですね。分かりました。やはり、労働者の権利などについては、やはり十二分に配慮した形での勤務ということになろうと思っております。そうしますと、これについては債務負担行為でも今回警備の債務負担行為なさっていますけれども、これは後で聞けばよかったです、これらを考慮した形でということに理解しておいていいんですね。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 全くそのように今回設定しております。あと、詳しくはちょっと項目違うので、その場でまた質疑にお答えしたいと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま総務課長から労基法上の指摘ということですが、こうい

う形態は行政サイドで、要するに待機のみなし労働化という形で指摘だと思うんですが、何年くらい続いていたのか。そして、今回指摘されたということは、何かその事由があったのではないかなと思われませんが、是正することはやぶさかでないんですが、その辺の状況について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） うちの町が指摘されたのではなくてですね、セコムさんのほうで山形のほうの事業所において、山形のほうの所管の監督署より出頭を命ぜられて、その辺の内容を聞かれて、休憩を与えているとは認められない実態を確認しましたというふうに御指摘を受けたということで、それが2019年の6月ということでした。うちのほうへのアプローチでございますけれども、昨年の今頃にそのような話があったんですが、何とか法に触れない方法で何とかやっていただけないかというところのやり取りをして、あとその金額ですね、金額のやり取りなんかしているうちに今回になってしまったということで、2019年6月の段階でそういう御指摘があったということが、業者から申出あったのは去年、2020年の9月頃ということになります。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかにございせんか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 地域活性化対策費の定住促進奨励金、一般質問で定住化の件を質問したんで、責任を持ってちょっとこれも質問したいと思いますが、今回150万円増額です。確認なんですけど、これはリフォームと思われるんですが、3年度全体で何件か、新築、リフォーム何件か、お願いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

今回150万円ということございまして、定住促進住宅取得等補助金、これは新築もリフォームもいずれも50万円ということございまして、今回は3件新築がございました。それで150万円ということございまして、当初から定住促進住宅取得等補助金で6件、それから3世代同居等支援金、こちらは100万円となりますが、こちら1件。合計で今回の補正後の予算が400万円ということになります。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解です」の声あり）ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

第2項町税費。（「なし」の声あり）

第4項選挙費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、児童福祉費でですね、お伺いしたいと思います。

今回、広域入所委託料649万1,000円増額補正されております。この広域入所委託料に

については、当初予算審議の際も御質問させていただきました。当初予算で1,080万9,000円という大きい金が計上されております。その際、質疑の中で何人分ということで御質問した際ですね、その回答が私立の幼稚園といたしますか、認定こども園どちらか分かりませんが、私立が10名、あとそれから小規模の保育所が1名ということで、11名分を計上したという回答でございました。今回、649万1,000円という大きい金ですので、五、六人分の、半年経過してるんでもっと人数的には多いのかなと思いますけれども、何人分の委託料なのか。

あと、もう一点、保育所名とかは必要ございませんが、どちらのですね、所在地の施設か、そこをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

広域入所委託料につきましては、当初予算で11名というふうになっておりましたけれども、今回幼稚園が12名、それから小規模保育園が3名で、合計15名というふうになったことで増額補正っていうふうになります。

それから、施設につきましては、幼稚園のほうが1つですけれども、隣の加美町さん、それから小規模につきましては3施設ございますが、隣の加美町さんが2施設、それから大崎市の古川が1施設というふうになります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今の答弁ですと、11名が15名になったというふうに理解してよろしいわけですね。そうすると実質4名増えた、4名分の増加というふうに理解したわけなんですけれども、やはりこの広域入所がこれだけ多いということは、保護者のほうでいろんな事情で他町の施設を利用したいという希望があると思うんですよね。これも当初予算のとき聞いたんですけれども、やはり勤務先の関係でという回答でですね、了解したわけなんですけれども、今回総数で15名になるわけなんですけれども、その15人の方のですね、勤務先はどの辺か、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

15名の保護者の勤務先についてですけれども、すみません、ちょっと一人一人の勤務先については今現在ちょっと詳細については持っていない状況になります。ただ、議員おっしゃったとおり、広域入所の希望される方については、あくまでもやっぱり勤務先の関係であったり、保護者の考えがあって施設のほうを選んでいるというような状況になっております。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 急な質問なんですけれども、保護者の勤務先まではなかなかこう答弁できないのは分かります。それでですね、これちょっと今後お願いという形で質問させていただきたいんですけれども、やはり広域入所がですね、15名、昨年は町政のあゆみ見ますと2名でした。今回15名ということで、昨年度と比較すると13名の増加になって

おります。やはり、その利用する要因というのをやはり適切にちゃんところ把握しておかないと、これは認定こども園の整備にも関わることなんですけれども、やはり保護者の意向というのは勤務先の事情で広域入所を利用するというのは、やはり預け入れやすい、あるいは勤務先に行く途中のですね、施設にお願いしたい、そういう理由だと思うんですよね。やはり、そういうニーズが町内には結構あるということなんです、踏まえた中で、やはり新たな施設整備のですね、用地選定という形で検討して、十二分に検討して、あるいは前のほうに進めていっていただきたいと思うんですけれども。そういう保護者からのアンケート調査などではですね、そういう意向というのは全然見えてこないんですよね。その辺についてどのように考えているかですね、お伺いしたいと思います。3点目になんで、これで終わりになりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 保育所関係については、やはり勤務先と関わりあるようです。さっき課長が言ったように一人一人はしっかりしたものは持っておりませんが、ただ、この幼稚園の場合は私立の幼稚園が特になんですけれども、それぞれの幼稚園の特徴が、あるいは特色があるわけですね。例えば、何かの音楽に特化しているとか、英語教育に特化しているとか、そういう特徴を持たせているケースが多いようなんです。それで、勤め先とは関係なく子供のそういう幼児教育という立場でそういうところを選んでいくという父兄が結構あるやに聞いております。全員がそうとは言えませんが、結構あるらしいですね。そういうことで、本町からも私立幼稚園なり認定こども園なりに行っている人たちがこのような状況になっているというふうに理解しております。

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

10目新型コロナウイルス感染症対策費、補助金関係で子育て応援給付金、今回900万円補正についております。先ほどの課長の説明及び町長の施政でも1人当たりの児童に対して1万円の給付をすると、支給するという内容は承知しておりますが、この給付の際の具体的な条件とか、支給対象年齢とかはどこくらいまで考えて、約900名分だと思うんで、具体的にちょっと内訳御説明いただけないかなと、まず思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

補正予算の計上と併せまして、現在、支給要綱について最終調整中でございますけれども、児童手当受給者ということになりますので、今回は10月分の児童手当受給者というところを対象に考えているというようなところでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今のところ10月分だけということなんでしょうか。ここに900名という根底に設定があるわけですから、それを具体的な内訳が、年度内にこのような人数があつて900名になったんだと思われまして、それを具体的な内訳を教えてください。

というのが1点。

あともう一つ、今回1万円という金額に支給を決めたその根拠は、何らかのものがあ
るのではないかなと思われま。その根拠になる指標になるものが何だったのか、その
2点併せて、2点目ですからお答えください。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

現在、児童手当受給者については800人台で推移しているところですので、若干上乗
せ分を合わせまして900人分ということで予算計上させていただきました。

それから、1万円という根拠なんです、これまでも国県と連携した形での上乗せ分、
あるいは独り親世帯については5万円ですとか1万円という制度ございましたけれども、
これまでのですね、そういった経緯を見まして、それから本町ですね、各種コロナ対
策交付金を活用した事業を精査しまして、満遍なくですね、行き渡るような対応とい
うことで1万円の900万円ということでの計上とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、農業費でですね、質問させていただきます。

今回、畜産業費でですね、これも3月の会議で質問させていただきました。3月時点
では予算計上されていなかったんですけども、一時保管牧草の農地還元業務委託料
2,281万8,000円計上されております。これについては、町長の行政報告の中でですね、
6.3ヘクタールということで説明があったわけですけども、具体的な場所とかですね、
この6.3ヘクタールに農地還元する牧草の量などについて行政報告の中でなかったもの
ですから、改めて今お聞きしたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

還元する場所ということでございますが、小栗山字大日蔭地内でございます。（「も
う一回」の声あり）小栗山字大日蔭地内でございます。

それから、面積については6.3ヘクタールで、すき込む数量でございますが111トンで
ございます。牧草のロール数にして493個でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今小栗山の大地蔭地内ということで、6.3ヘクタールに110トン、
分かりました。（「111トン」の声あり）111ね。そうしますと、令和元年度実施して
おりますけれども、その際は6.8ヘクタールに105トンということで、事業費で766万5,900
円の事業費だったように記憶しております。今回、大体面積的にも処理量的にも大した
変わりはないわけなんですけれども、委託料がですね、約3倍ほどに伸びております。

これは大日蔭ということで、運搬代が結構かかるというような算出もあろうかと思いませんけれども、実際10アール当たりにはですね、処理する量については、前回ですと10アール当たり1.55トンだったんですけれども、その10アール当たりの処理量については同規模というふうに理解していいものかどうかと。

あと、あわせて、前回令和元年度にした際はですね、いろいろ後々に問題、議会でも議論されましたけれども、地権者の同意とか、あるいは地元周辺の方々への説明とかですね、そういうので後々いろいろ議論された経緯がありましたけれども、その地権者の同意、大日蔭だとかいつ町有地ということも考えられますけれども、あと周辺住民、特に小栗山地区の方々への説明などについては考えているものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

今回のすき込む10アール当たりの量でございますが、1.7トンでございます。1.7トンでございます、10アール当たりですね。それから、対象地については民有地でございます。考え方といたしましては、すき込むその事業につきましては営農行為の一環ということで、土壌改良資材のすき込みという考えでございます。そういったことを検討しながら、地域住民への説明会はやってございません。なお、民有地ですので、所有者の同意は得ております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 土壌改良という位置づけであるということで、周辺の住民への説明はなさらず、地権者の同意の下だけで進めていくというお考えだということによろしいわけですね。再度、その点だけお伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 今回は補助事業で取り組んでいくんですが、その補助事業のメニューで個人が対象となる事業がございませんでして、町が事業主体であれば補助事業を使って活用できるというような状況なんですが、例えば営農行為の一環としてやる中で、個人がこういったすき込み事業をした場合、その経費の負担ですね、これが全く個人の持ち出しになって、それを東電に賠償請求することになります。その賠償請求となると大変な労力だということで、補助事業であれば町ができるということで、町がその農家さんに代わってこの事業を進めていくという趣旨ですので、そういったことで民地に還元するということもありまして、民地に対しては説明会をしないと。例えば、これまで計画しました町有地への一時保管牧草の集約とかですね、堆肥化のための施設設置、集約、そういった場合については説明会をして進めるということになりますけれども、今回のような場合は説明会はしない状況で進めたいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

今回、土壌改良のための補助事業的な部分ということは分かりました。民有地、これまず初めに何件分の民有地なんですか。

あと、今回この事業内容についての作業項目、何項目あるんでしょう。具体的に御説明をいただきたい。

3点目、令和元年、これに類似した事業に対して全員協議会を開いていただいた経緯があったと思われま。今回、前回700万円強の事業費に対してその約3倍の事業費つけているものですから、全協を開かず今回のこの補正に臨んだ経緯、その部分も含めどうなのか、お尋ねを3点まずしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） その民有地所有者でございますが、2名でございます。

それから工種でございますが、28工種ございます。内容につきましては、牧草ロールの運搬、それから重量測定、牧草ラッピングされていますので、そのラッピングの剥離作業、それからその牧草の裁断、次に除草剤の散布、散布後の刈り払い、その後に行われます耕起碎土、それから裁断牧草の散布をやります。それから反転耕起ということでプラウ耕により実施します。それから堆肥散布。山間部のもともと山林だったところを牧草地にしてございますので石礫除去、これについては前回ございませんでした。それから、土壌改良資材の散布、苦土石灰散布、肥料散布、肥料散布については草地専用の肥料でございます、それからようりん散布、塩化カリ散布、高度化成散布、それをもって碎土します。播種工、鎮圧工、それから土壌サンプリング、放射能の測定、それから作業の方が着用する防護服とかマスク等ですね、それから鉄板、地盤の柔らかいところには鉄板を敷いてやるというような状況でございます。

それから、全協についてでございましたが、先ほど申したように町の所有地で行うだとか、町内の牧草を1か所に集約するだとか、そういった場合は全協で御説明申し上げたいと思っておりますが、今回は個人の農地へのすき込み作業だということで、こういった場合は全協で説明は考えておりません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 民地の地権者2名、これは分かりました、今聞いて初めて。

あと、前回の作業項目で比較して、石礫の除去、違うものとして1項目、それがあると。ただ、その1つ違うだけで3倍になるのかなと。面積、単価等前回と比べてもさほどそんなに相違は感じられないんですが、3倍強の今回事業費になっている。そのあたりの根拠がいまいちちょっと、単価表もありませんので、私ども分かりかねるんですが、その点どうなのか。

あと、先ほどの全協については、民有地だから説明はないということなんですけれども、ただ事業としてここに予算がついている限り、やっぱりそれを審議する私どもとして、通常はこれだけ大きい重要な内容でございますので、あってしかるべき内容なのか

など思っておりましたが、そういうことはしないと。町長、一步間違うと、多分これ議会軽視にもつながる部分にもなりますので、慎重にその点を、どのようにお含みの上今回の補正の予算の提示の数字になったのか、いま一度、再度ちょっとその点、数字と併せお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 今回と前回で作業工種があるなしということで、今回、前回とは違った工種があるわけですが、一番大きなのはその石礫除去の経費でございます。現在のところの設計、金額で、直行で297万4,000円ほどになっていますし、それから今回永年牧草を栽培していた土地でございます。一方、前回についてはデントコーン、それから麦を作っていたということで、前回は大分肥料成分が残っているということで、そういった土壤改良資材から始まって石灰だとか化成肥料だとか、そういった肥料は一切使っておりませんでした。それが、今回は永年牧草であり、農地がどちらかという畑地よりも痩せている方向にありますので、その辺、その作物が、牧草が、播種後の牧草がそういったセシウム等を吸収しないようにということで、規定の肥料を散布するというので、肥料関係については297万ほどの設計額になっております。そこが大きな違いでございます。

それから、全協でございますが、先ほどすき込み作業自体は営農行為の一環の土壤改良資材の農地還元ということで、補助事業がないので町が代わってやるという趣旨の中で、例えば全く個人でやる場合、説明会とかそういった全協にかけるかというところではございませんので、そういった考えから民地なので説明はしないで実施していくというような考えでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 項目については分かりました。

全協については、あくまで民有地ということで今答弁いただきましたけれども、しからは今これだけの予算、この2件の民有地に設定にした根拠、それをどのように町は捉えて、今回のこの予算設定に臨んだのか。ほかにも設定地はいろいろ候補はあったと思われるんですが、その点の指標になるもの、考え方をちょっとお尋ねして、3件目終わりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この処理については、当初から言っておったんですけれども、自分の持っている物は基本的には自分で処理するのが基本だよと。自分の採草地に入れるのが基本ですよと。ただ、さっき課長が説明したように、個人でやる分については今言ったように補助も何もいわゆるなくて、自分で東電なりに申請をしなくちゃならないものですので、それで町でやるという、そういう方針で考えてきました。その中で、結局、前回のように全く自分で持っていない方が私のほうに入れてもらって結構だと、こういうことでしたね、前は。今回は、自分の物を自分の草地に入れると。それだけじゃないですけどね、もっと余裕ある分は入れてもらっても結構なんですけれども、それを基

本としているものですので、あえて個人個人が、仮にもし、今回は面積が大きいし処理する重量も大きいんですけども、仮にもし自分の物、私は少ししかないから自分でやりますというような場合でも全協にかけるわけには、かけるともいいんだらうと思うんですよ。ですので、こういうふうに自分で処理をするのを基本とするものですので、こういう場合は全協にはかけないで進めたいと、こういうことです。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）

第8款土木費第2項道路橋梁費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねを申し上げます。

21節補償補填及び賠償金、ここに電柱等と呼ばばいいんでしょうか、電柱等移転補償費210万円とございます。これ、等と入っているものですから、電柱以外の物の移設等も含まれるのか、お尋ねをまずしておきます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

こちらですね、電柱等ということで7本見てございます。電柱のほかに有線柱が1本ございまして、電柱6本と有線柱1本で計7本となっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにございませんか。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今回、大原5号線拡幅工事費ということで、1,800万円計上されております。これについては、工業団地整備に伴う関連工事という説明があったわけですけども、拡幅ということですので、拡幅する延長、そしてその拡幅後の道路幅、どのような形態なるのかお伺いしたいと。あと、よく拡幅の場合ですね、右折レーンとかそういうのをつけるケースもあるわけですけども、そういうのはなかったのかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

大原5号線の拡幅工事でございますが、工業団地に接しております町道大原5号線でございますが、延長が270メートル、それから拡幅幅が2メートルでございます。これがですね、工業団地造成に伴う開発行為の協議の結果、道路幅員を9メートル以上になくはないということでありまして、本工事を実施するものでございます。

現在の道路幅員が7メートル、車道幅員が5.5メートルでございますが、車道幅員の5.5メートルはそのままで、工業団地側に2メートル路側帯を広げるものでございます。また、右折レーンに関しては今回はありません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 分かりました。延長が270メートルということで、右折レーン等

は設けないということですね。

今回、拡幅工事で1,800万円、あとこの電柱等の移転も工業団地の整備に関わる関連工事費というふうに理解しますけれども、合わせて2,000万円ほどの関連工事費が今回計上されました。それでこれもですね、今後のお願いという形での御質問になるわけですが、どうしても工業団地整備事業のですね、説明、全協などで説明される場合ですね、やはり工業団地造成に関わる直接の工事費、それには防災調整池とかなんかも含みますけれども、工業団地整備事業特会のその内容については詳細に説明されるわけですが、やはり今後もですね、こういう拡幅工事等々、インフラ整備に関わる工事費というのがですね、今回以外にも多分今後出てくるのかなというふうに考えますので、今後、工業団地整備事業に関わる全協などでの説明の際はですね、やはりこういう関連工事費もある程度ですね、詳細は詰めないと分からないこともあろうかと思えますけれども、それらの数字も併せてですね、お示ししていただかないと、その工業団地整備事業で要した経費というのはどの程度になるのかちょっと見えなくなる部分もございます。特に、今回の2つの工事については、町単独の工事費ということで、全て一般財源を持ち出ししてですね、実施するものですから、今後そういうことでお願いをしておきたいと思えますけれども、その辺についての対応方について、御回答だけお願いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

この工業団地に関連いたします町の道路の拡幅あるいは上水道工事等々がございます。これまでも、以前の全員協議会でも見込み額でございましたが、第2工区着手の際に御説明を一部させていただいております。引き続きですね、今後一般会計で必要となる、またさらに工業団地に関連する道路の拡幅工事、あと2工区が完了いたしますとですね、また出てまいります、あるいは上水道工事なども予定してございますので、御説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。福田議員、質疑はよろしいですか。

ただいま質疑中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時04分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

道路橋梁費、ほかにございませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） まず1つ、この修繕料635万円あります。どのくらいの量の修繕を、どの箇所、それらを詳細をお知らせ願えればと思います。

それから、委託料の大原線交通量調査委託料というのがあります、30万円。これは、新町ゲートに通じる道路の部分で調査をするのかどうか。また、その調査する目的は何か。

それから、もう一点は、大原5号線ということで1,800万円出ております。長さが270メートル、幅は2メートル拡幅するんだよということでありました。その質疑の中のやり取りの中で、先にこの270メートルの起点・終点、どの場所か、まずそれを確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

修繕料の635万円でございますが、除雪車両、町10台プラスリース7台の修繕料となります。こちら除雪作業時と、あと、ダンプの車検のための費用でございます。

それから（「起点がどこで、終点がどこか」の声あり）大原5号線の拡幅工事でございますが、起点がですね、大原線と大原5号線の交差するところからですね、工業団地の防災調整ため池のところまでの270メートルとなります。

あと、交通量調査でございますが、すみません、ちょっと今資料がなかったもので、あと確認してからお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 修繕料については、除雪機関係ということで分かりました。どうか道路かなんかやるのかなと思ったものですから確認したかったんですけども、除雪機関係ということで、それは分かりました。

それから、この大原線の交通量の調査委託料、まず、新町ゲートに通じるあの道路で行うのかどうかという確認をしたんですけども、それが答弁なかった。それから、その調査の目的、それが分からない。今、この議案書、現に議題になっている議案書ですよ、それについての資料がないということはどういうことなんですか。議会を軽視しているんですか。課長と補佐の違いはありますけれども、責務は同じだと思います、ここにいる以上は。後からというわけにいきませんので、直ちに命じて資料取ってください。

それから、起点は大原5号線の十字路の新町ゲートに行くあの道路のどこか、積水の前側の道路って言えばいいのかな、南側だね、あのプール、駐車場のところね。あそこまでの270メートルだということなんですけれども、先ほどのやり取りを聞いていますと、工業団地整備する際の協議の中で拡幅しなくてはならないんだってというような答弁をしていましたけれども、この事業はおととし始まっているわけですよ。その段階でなぜ拡幅しなかったのか。なぜ今になって拡幅なのか。

それから、あそこ270メートルの延長の中に、積水の関連する方々が止めている駐車場あります。そうすると、あそこも2メートル広げる必要があるんだろうと思うんです

けれども、その用地は確保できるのでしょうか。この予算書、今回の補正見ると、用地の買上げというのは載っていませんので、そうするとあの土地を2メートル広げるとなると、工業団地分については問題ないのかなと思うんですけれども、その2メートル確保できるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 工藤議員にお尋ねします。まず、今書類持ってないということで説明できないという話なんですけれども、書類についての時間がかかるということで今来たんですけれども、これなければ質疑は続けられませんか。工藤議員。

○8番（工藤昭憲君） 調査する目的を尋ねているんですよ。何か積算しなきゃいけないとか、数十ページに及ぶ資料をひっくり返して確認しなきゃいけないとかっていうのじゃなくて。多分、交通量をはかるんだと思います。ただ、その交通量をはかるのにどういう理由で交通量調査をするのか、それを尋ねてるんですから、そんな時間かかるはずないんだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 暫時休憩します。

午後3時25分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

8番工藤昭憲議員の質疑に対する答弁から始まります。建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

大原線の交通量調査委託料でございますが、こちら防衛の障害防止事業で大原線の修繕工事を行う予定でございます。今度計画の中でその補助事業の採択要件の中で、自衛隊車両が8%混入していないといけないということでございまして、大原5号線の交差点から西側大原2号線の交差点まで1.3キロメートル、交通量調査をするものでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりですね、この工業団地に接する町道につきましては、開発協議の中で9メートルの幅員を確保すると、このようになってございます。これまでも全協あるいはこの議会等でも御説明させていただいたとおりでございます。そこで、今回この大原5号線でございますけれども、御指摘の駐車場、あそこが積水ハウスさんの関連企業さんの共有地になってございまして、その際もですね、この件につきましても開発協議の中で県と協議してまいりました。直接的に工業団地に接していないと、あるいは特段道路の形態上問題がなければ、このまま開発をしてくださいと。ただ、今後、例えば

車両の交通等でやはり道路の形に問題があるというような場合には、改めてこれは、積水ハウスの関連企業さん、共有地所有者の会社様と協議をしていくということになるのかと思います。現時点ではこの駐車場敷を除いたところでの拡幅というふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ちょっと長引かせてしまって大変申し訳ございませんですね。

障害防止事業ってことで交通量調査をするんだと、防衛省関係だよっていうことで、そのように最初から言っていたらよかったですよ、目的が何かちょっと分からなかったものからお尋ねしましたけれども、それで分かりました。

それからこの大原5号線の拡幅工事について、私がお尋ねしたのはなぜ最初からこういう計画をしなかったのかと、なぜ今なんだということなんですよね。そして、積水関連のあの駐車場、積水関連の工場の方々が駐車している駐車場、あれを今の答弁ですと、問題なければそのままでもいいよという話なんですけど、でも実際、道路の上から見た場合、こんな形になる可能性あるわけですよ。そうすると、万が一事故なんか起きる可能性も割合としては高くなると思いますし、やるのであれば最初からやらないと、後からっていうことになるとまた余計な金がかかるわけですよ。設計もしなくてはならないし、買収だなんだっていろいろな費用も発生するわけだし。だから、やるんだしたらなぜ最初から、1期工事始まる段階で、終わる段階で、完了しなかったのか。全然計画になってないような気がするものですから、今お尋ねしたんですけれども。ましてやこの270メートルに1,800万円の費用をかけて実施をするということになれば、やはり多少金がかかっても、多分三、四十メートルあるんだと思いますけれども、駐車場の分、その分余計な金がかかるかもしれないですけど、やはり最初からやったほうが、私は余計な金もかからないし、そしてまたその分だけ工事をすると通行止めとか、または通行規制とか、せつかく9メートルの道路が片方できていてもそういう状況が発生するんではね、あんまりよろしくないんじゃないでしょうかね。色麻町笑われますよ、そういう工事やってましたら。答弁お願いします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、なぜ町道大原5号線、この時期なのかということでございますけれども、まずもってこの大原5号線に関しましては第1工区と第2工区に面して、接しております。したがって、この工事を着工するためには第2工区の売買終了後でないと、大原5号線の用地の確保ができません。したがって、確かに議員おっしゃるとおりですね、これ一体的にやっていくということであればさらにその事業費を、どれくらい安くなるかとか、効率的になるかというところは不明でございますが、あくまでも2工区買収後でないと土地の拡幅ができなかったといったところで御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、幅員の関係に関しましては、確かに議員御指摘のとおりでございます。た

だ、今現状想定していますのは、あくまでも道路幅員は変わらず、路側帯のところを2メートルを確保するという計画でございます。もっと申しますと、大原線に関しましてもですね、実は大原工業団地9メートルで、もっとも東に行きますと細くなると、その辺も中心ラインを変えずにといったような計画でございますので、今後の状況を見ながら対応させていただきたいと考えております。

○議長（中山 哲君） ほかに。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 建設課長補佐、大変御苦労さまです。

13節使用料及び賃借料で、除雪車両等借り上げ料3,839万6,000円なんですけど、今年も雪降らないのを望みたいんですけども、去年は相当な除雪費かかったんだろうと思います。その中で、私いつも思うんですけど、各行政区、除雪を頼んでお願いする方々に、何センチになったら除雪してくださいというふうに指導しているはずだと思いますが、たまたま大変真面目な方がおいでになって、常に除雪車出動して、町の負担が増えているやに、中に入ったように私も記憶しておりますが、その辺の指導をどのようにやっているか。そしてまた、この金額で今年の冬賄えるものなのかなという、算出根拠ですね、その辺も（不規則発言あり）あなたに聞いてんではございませんので、それで、課長補佐、大変御苦労さまですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

除雪につきましては、原則としてバス路線で10センチ以上、その他の路線では15センチ以上積もったときに除雪することとしておりますが、実際は国道、県道で除雪している場合は本町においても、ほぼ同様に除雪することもございます。またですね、吹きだまりや融雪時で通行に支障になる場合についても除雪をお願いしているところでございます。

あと、使用料及び賃借料でございますが、除雪用の重機借り上げでございますが、これは今年度につきましては、およそ20日程度見ております。昨年みたいな大雪もございまして、おとしみみたいな暖冬傾向もございまして。一応こちらにつきましては、過去5年間くらいのちょっと平均取りまして、20日程度ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ありがとうございます。

それでね、もう一つお話ししておきたいことは、やっぱり朝に通勤する前にね、除雪してもらえれば、その場所によって、雪が、通勤が終わって雪が柔くなったときに、までに掃いている方も中にあるものですから、その辺のやっぱり、朝にね、やっぱり今言った吹きだまり云々ね、優先的に掃いているというようなお話ですけども、やっぱり除雪していただく方に大変御迷惑だろうと思いますけれども、やっぱり通勤する時間前にね、掃いていただければ大変助かるのかなと思いますので、その辺、担当課長補佐さんとしてどのように御指導するのかお願いしたい。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） 除雪の時間帯につきましては、皆さんが通勤、通学する前の午前7時まで完了してもらおうようお願いしているところでございます。また、今後、業者さん、除雪されている協力されている方々につきましても、それについてはお知らせ、7時まで完了してもらおうようにお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに。4番白井幸吉議員。静粛に。

○4番（白井幸吉君） 本年も冬の町民の生活に欠かせない除雪費用、また、防雪ネットとかね、そういう予算を計上してもらいまして大変ありがとうございます。

その中でですね、今も質問あったわけなんですけど、除雪車両等の借り上げ料3,839万6,000円の予算を計上しておりますが、本年度の除雪対応の車両、リースまたは業者、個人とかですね、歩道ですか、そういういろいろ車両あると思うんですが、おのおの何台ずつですね、考えているかお聞かせください。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） 除雪車の台数でございますが、町所有が10台、町でリースしている車両が10台、業者所有しているものが8台、あと個人で所有している車両が24台、それから歩道を掃く除雪機なんですけど、これが4台となっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 全て合わせますと、約56台ということになると思います。

そこでですね、昨年といいますか、この前の冬ですが、今まで多くの町道路線を除雪していた大手の業者さんが除雪をしなくなったと。大きな長い路線をやっていた業者さんが除雪をしないということで、除雪計画に相当支障を来したということもあってですね、若干除雪の時間も遅れたということがあったんですが、本年度はそのようなことについて、どのように対応策を考えているものなのかお聞かせください。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます。

昨年度ですね、その路線数が一番多い業者さんでございますが、ちょっと1社撤退しておりまして、町で除雪する業者さん、それから路線にもちょっと大きく変更がございました。ただ、本年度につきましてはその業者さんにちょっとお願いをいたしまして、本年度の除雪作業に復帰していただくことで承諾をもらったところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その対応、大変御苦労さまでございます。

そうしますと、路線が変わるといろいろな道路の障害物とかいろいろ分からないところなんか、初めて除雪する方が出てくる可能性があるわけですから、とにかく事故のないように、けがのないようにですね、徹底して教育していただいて、役場の方々であ

れ業者の方々であれ、その辺ですね、指導を徹底してもらうようお願いというともた怒られますから、徹底してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） お答え申し上げます

確かに初めてやる方、それから初めてその路線を掃く方もいらっしゃいますが、冬季間11月に除雪会議を毎年実施しております。その際に、事前に皆さんに除雪路線図をお配りしております。自分の掃く路線について事前に確認をしてもらっているところがございます。マンホールの段差とか、あとこちら縁石があるとか、そういったもの支障のあるようなところですね、ちょっと見てもらって除雪をしておりますので、今後そういった業者さん、それから個人でやっている方々につきましても、町としてもいろいろ指導、お願いをしていくところがございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに道路橋梁費ありませんか。（「なし」の声あり）

第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

第11款災害復旧費第2項農林水産業施設災害復旧費。（「なし」の声あり）

第12款公債費第1項公債費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑は終了いたします。

次に、11ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

次に、12ページ、第3表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。以上で質疑が終了しました。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号 令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正
予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第66号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第66号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に65万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,473万1,000円と定めるものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

議案書30ページをお開きください。

歳入ですが、第5款第1項1目繰越金において令和元年度繰越金が65万3,264円となりましたので、当初予算で1,000円を予算措置しておりましたので、その差額65万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳入の増額分を第1款1項1目積立金に65万2,000円を補正するものでございます。今回の補正後による基金の令和3年度末基金残高は7,097万6,000円となる見込みでございます。

以上で、令和3年度奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第1号）の御説明とさせていただきます。詳細につきましては款項追っての質疑の際にお答えいたしますので、よろしく御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書30ページ、歳入から入ります。

歳入。

第5款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款積立金第1項積立金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 7 号 令和 3 年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第67号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第67号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年度からの繰越金の額が確定したことによる補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,792万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書37ページを御覧ください。

歳入について申し上げます。

第2款繰越金1項繰越金では、令和2年度からの繰越金の額が26万5,023円となりました。当初予算では科目設定のため1,000円を予算計上してございますので、26万4,000円を増額し、補正後の予算を26万5,000円とするものでございます。

議案書38ページを御覧ください。

歳出について申し上げます。

第2款諸支出金1項繰出金1目他会計繰出金では、歳入の補正で御説明申し上げましたとおり、令和2年度からの繰越金の額が確定いたしましたので、その繰越金相当額を令和2年度における一般会計からの繰入金を精算するため、一般会計へ繰り出すものでございます。当初予算では科目設定のため1,000円を予算計上してございますので、26万5,000円を増額し、補正後の予算を26万6,000円とするものでございます。

第4款予備費では1,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書37ページ、歳入から入ります。

歳入。

第2款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款諸支出金第1項繰出金。（「なし」の声あり）

第4款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第68号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第68号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第68号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,036万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億1,845万5,000円といたすものであります。

まず、歳入のほうから御説明いたします。

44ページをお開き願います。

第7款繰越金は、令和2年度の決算が確定したことに伴う前年度繰越金として3,036万2,000円を増額し、予算額を3,536万2,000円といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

45ページを御覧ください。

第7款第2項1目他会計繰出金につきましては、令和2年度に一般会計からの繰入金
を精算し、一般会計へ返還するもので、今回194万9,000円を追加し、予算額を195万円
といたしました。

第8款予備費では2,841万3,000円を追加し、予算額を3,180万円といたしました。今
後想定外の支出増加等に備え、歳入歳出の予算調整を行ったところであります。

以上、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の御説明とさせてい
ただきます。なお、詳細につきましては、事項別明細書の質疑の際に改めて御説明申し
上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたしま
す。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書44ページ、歳入から入ります。

歳入。

第7款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第7款諸支出金第2項繰出金。（「なし」の声あり）

第8款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

暫時休憩いたします。

午後4時00分 休憩

午後 4 時 0 7 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 1 3 議案第 6 9 号 令和 3 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（中山 哲君） 日程第13、議案第69号令和 3 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第69号令和 3 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ93万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,577万9,000円と定めるものであります。

まず、歳入から御説明申し上げます。

51ページを御覧願います。

第 1 款第 1 項後期高齢者医療保険料では、今年度の保険料が確定したことに伴い、再算定を行った結果、1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料を合わせて180万円の減額といたしました。

第 4 款繰越金では、令和 2 年度の繰越金が96万4,000円と確定いたしました。当初10万円を予算計上しておりますので、今回86万4,000円の補正とするものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

52ページを御覧ください。

第 2 款第 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金では、今年度の保険料が確定したことに伴い123万6,000円の減額といたしました。

第 3 款第 2 項 1 目他会計繰出金では28万2,000円を増額し、予算額を28万3,000円といたしました。これは、令和 2 年度精算により一般会計に返還すべき金額が確定したことによるものであります。

第 4 款予備費において、歳入歳出予算調整のため 1 万8,000円を増額とするものです。

以上、令和 3 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の御説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、事項別明細書の質疑の際に改めて御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

す。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書51ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

第4款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）

第3款諸支出金第2項繰出金。（「なし」の声あり）

第4款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第70号 令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第14、議案第70号令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第70号令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を8億485万9,000円といたすものでございます。

歳入の補正から御説明申し上げます。

議案書58ページを御覧いただきます。

第8款繰越金第1項繰越金では、令和2年度決算に伴う繰越金が2,183万8,925円となりましたので、当初予算に計上した35万円を差し引いた2,148万8,000円を増額いたしま

した。

次に、歳出について申し上げます。

59ページを御覧いただきます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金では、令和2年度介護給付費負担金等精算による返還金で612万3,000円の増額。

第2項繰出金では、令和2年度一般会計繰入金の精算に伴い307万9,000円の増額といたしました。

歳入で上回る1,228万6,000円につきましては予備費を増額し、歳入歳出予算の調整を図ったところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書58ページ、歳入から入ります。

歳入。

第8款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

第2項繰出金。（「なし」の声あり）

第7款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第71号 令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正
予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第15、議案第71号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第71号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を279万3,000円といたすものでございます。

歳入の補正から御説明申し上げます。

議案書65ページを御覧いただきます。

第3款繰越金第1項繰越金では、令和2年度決算に伴う繰越金が58万427円となりましたので、当初予算に計上した1,000円を差し引いた57万9,000円を増額いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

66ページを御覧いただきます。

第2款諸支出金第1項繰出金で、令和2年度一般会計繰入金精算に伴い、今回58万円を増額補正いたしました。

第3款予備費において1,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図ったところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書65ページ、歳入から入ります。

歳入。

第3款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款諸支出金第1項繰出金。（「なし」の声あり）

第3款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第72号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（中山 哲君） 日程第16、議案第72号令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） 議案第72号令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度決算で繰越金が確定したことにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,236万8,000円を増額し、予算総額をそれぞれ3億7,476万2,000円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。

議案書73ページをお開き願います。

第5款繰越金で、令和2年度決算で繰越金が確定したことにより1,236万8,000円を増額いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。

74ページをお開き願います。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目農業集落排水管理費につきまして、施設管理委託料、賃借料、原材料費と合わせまして92万5,000円を増額。2目の農業集落排水事業費では、工事請負費といたしまして107万8,000円を増額いたしました。

第3款特定環境保全公共下水道事業費第2項特定環境保全公共下水道事業費1目の特定環境保全公共下水道管理費につきまして、施設修繕料、施設管理委託料、賃借料、原材料としまして、合わせて300万6,000円を増額いたしました。

第5款公債費では、令和2年度に借入れをいたしました公営企業適用債及び戸別排水処理施設整備事業債の償還利子といたしまして6万5,000円を増額いたしました。

第6款予備費では729万4,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、戻りますが70ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございますが、役場分庁舎に係る警備業務の委託について、令和3年度から令和6年度までの期間で限度額を39万6,000円と定めるものでございます。

以上、提案内容の御説明といたします。よろしく御審議賜りますよう、よろしく願います。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書73ページ、歳入から入ります。

歳入。

第5款繰越金第1項繰越金。（「なし」の声あり）

74ページ、歳出に入ります。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

第5款公債費第1項公債費。（「なし」の声あり）

第6款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、70ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第73号 令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第17、議案第73号令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） 議案第73号令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、負担金及び令和2年度で借り入れた企業債利息の補正及び大原工業団地造成に伴う工事請負費の補正でございます。

収益的支出から御説明いたします。

議案書79ページをお開き願います。

第1款水道事業費用第1項営業費用において、大崎地方水道事業連絡協議会負担金9,000円の減額、第2項営業外費用第1目支払い利息及び企業債取扱諸費において企業債利息39万2,000円の増額とし、第4項予備費第1目予備費で38万3,000円を減額し、収益的支出予算の調整を行いました。

次に、資本的収入、支出を御説明申し上げます。

議案書80ページをお開き願います。

第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備改良費では、大原工業団地造成に伴い、四竈地区水道施設整備工事及び清水地区水道施設整備工事費の不足が生じたので、合わせて5,072万4,000円の増額といたしました。

次に、戻りますが、78ページをお開き願います。

第3条の補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,982万8,000円につきましては、当年度分消費税地方消費税資本収支調整額1,392万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,736万3,000円、当年度分損益勘定留保資金354万1,000円、建設改良積立金1,500万円で補填することといたしました。

また、債務負担行為でございますが、予算第4条の次に1条加えて第5条といたしまして役場分庁舎に係る警備業務の委託について、令和3年度から令和6年度までの期間で限度額を39万6,000円と定めるものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

す。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書79ページ、収益的支出から入ります。

収益的支出、支出。

第1款水道事業費用第1項営業費用。（「なし」の声あり）

第2項営業外費用。（「なし」の声あり）

第4項予備費。（「なし」の声あり）

資本的収入及び支出、収入、款項。

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

建設改良積立金。（「なし」の声あり）

支出。

第1款資本的支出第1項建設改良費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、78ページに戻りまして、第5条債務負担行為、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後4時30分 延会